

## 会 議 録

会議の名称	第5回小金井市立保育園の在り方検討委員会	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	令和6年11月21日（木）午後7時00分～10時07分	
開催場所	市役所本庁舎第一会議室	
出席者	委員	委員長 普光院 亜紀 委員 副委員長 渡邊 嘉二郎 委員 委員 三島 こずゑ 委員 加藤 絵美 委員 大前 優香 委員 古山 幸恵 委員 尾高 真奈美 委員 田中 浩司 委員 八木 尚子 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 保育課長 中島 良浩 保育課保育係主任 松本 俊介 さくら保育園園長 柴田 桂子 けやき保育園園長 池田 由美子 株式会社黒崎事務所 黒崎 晋司 株式会社黒崎事務所 田中 史志
欠席者	水津 由紀 委員、保育施策調整担当課長 吉田 亮二	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	29人	
会議次第	1 前回までのまとめ<15分> (1) 会議録の確定 (2) 前回までのまとめ ・ 議論の方向性確認→市全体の質向上のための市立園の「役割」と「在り方」 ・ 市立保育園の役割→第1回市民ワークショップを踏まえたブラッシュアップ ・ 役割実現への課題 →前回「課題例」等を踏まえて論点を整理 2 (報告事項) 第1回市民ワークショップの結果について<20分> 「4つの役割」を概ね確認。「地域」における役割についての意見 3 【協議事項】委員会中後半における視点と論点<30分> 3月の第2回ワークショップに向けた「在り方」の議論（課題と論点の整理） →第6回（1月）、第7回（3月）、WS②（3月）／第8回（4月）、第9回（5月）	

	<p>(5月)</p> <p>4 【協議事項】役割実現に向けた課題の検討&lt;40分&gt; 市全体の保育の状況と課題/地域の保育の質の維持・向上を促す役割を中心に</p> <p>5 【協議事項】就学前児童インタビュー実施概要(案)【再改訂版】について&lt;10分&gt; 市立園2園で5歳児を対象に実施。「保育の質」とその希望について意見聴取</p> <p>6 その他&lt;5分&gt;</p>
<p>発言内容・ 発言者名(主 な発言要旨)</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>提出資料</p>	<p>資料34 委員会中後半における視点と論点(案)</p> <p>資料35 小金井市の保育事業の状況</p> <p>資料36 就学前児童インタビュー実施概要(案)【再改定版】</p> <p>資料37 第1回市民ワークショップ実施結果</p> <p>資料38 小金井市における地域支援活動の実施拠点と活動内容</p> <p>資料39 障害のある子どもや家庭を支援する施設の利用状況</p> <p>資料40 近隣市における指導検査・巡回支援等の実施状況</p> <p>資料41 公立保育園の役割と課題(たたき台)【委員提出資料】</p> <p>資料42 これまでの議論のまとめ</p> <p>資料43 地域支援のイメージ</p>
<p>その他</p>	<p>なし</p>

第5回小金井市立保育園の在り方検討委員会 会議録

令和6年11月21日

開 会

○普光院委員長 定刻となりましたので、第5回小金井市立保育園の在り方検討委員会を開会いたします。

欠席者について、事務局から報告をお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 水津委員から本日ご欠席とのご連絡をいただいております。また、大変恐縮ですが事務局の方で保育施策調整担当課長が体調不良で本日欠席となりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局に対する質問等については、私の方でお答えをしたいと思います。  
以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

それでは前回までのまとめの議事に入ります。

委員から議論が積み上がっていないのではというご意見もありましたので、前回までの主な意見と、今回の委員会で目指すゴールを前回までのまとめとして、会議の冒頭で毎回確認することとしたいと思っております。

まずは、議題1(1)前回会議録の確定です。

前回会議録については皆様からいただいている修正内容を反映し、委員長確認の上、確定としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○普光院委員長 ありがとうございます。

それでは、前回会議録については、委員長の方で確認した上で確定させていただきます。確定した会議録については、事務局にて原則翌日中に市のホームページにアップするという事ですので、よろしくをお願いいたします。

次に前回まとめについてです。

事務局からご説明をお願いします。

○堤子ども家庭部長 まず資料4-2として、各委員からのこの間の主な意見についてまとめさせていただきました。4つの役割のうち3つについて意見が出ていると思っておりますが、それぞれの項目についてご意見や資料要求にも繋がるご意見を出していただいております。今回、そのうちのいくつかについては資料提出をさせていただいておりますが、まだ対応できていなものについては、もう少しお時間をいただき、次回以降、資料を出していきたいと思っております。

また、これまでの議論のまとめ、それから普光院委員長からの情報提供を元に、この後の議題3でもご説明させていただきますが、今後の視点と論点、議論の進め方についてもご説明させていただきます、進め方の方向付けができればと思っているものです。その上で、前回までのまとめとして、議論の方向性の確認と市立保育園の役割、それから役割実現の課題の3点についてご説明させていただきたいと思っております。

まず議論の方向性の確認ですが、本委員会の諮問「市全体の保育の質の維持向上に向けた、市立保育園の役割と在り方」を踏まえまして、資料27のとおり、公立保育園の特性と小金井市・小金井市立保育園の特徴を活かして、市全体の保育の質の維持・向上を実現する保育園の役割と在り方を検討するというのが大事なポイントだと思っております。

普光院委員長がかねてからご発言されているとおり、保育の質は多面的であり、公立保育園と民間保育園の質の違い、特に優劣を論じるようなものではなく、公立保育園の特性を生かして、どう市全体の保育の質の向上につなげていくかということが大事だと考えています。

この点、事務局として、保育園見学の設定が甘く、反省してございます。理念を持って熱心に保育を実践されている民間保育園が、公立保育園より何か至らないような印象を与えたかもしれないということで、大変申し訳なく思っている次第です。就学前児童約6,000人のうち、公立保育園に通う児童は約400人で、約2,600人が民間保育園に通っているという現状でございます。

この後、資料でも小金井市の保育の現状として説明をさせていただきますが、公立保育園がすべてを担うことは難しく、すでに民間保育園が多くを担っていただいている現状で、その中で、特性を生かした市全体の保育の向上に向けた公立の役割、在り方を検討する、そのことを改めて説明させていただきたいと思っております。

次に市立保育園の役割のまとめということでございますが、資料27のとおり、現状、4つの役割として整理されております。公立保育園の特性、それからアンケートの結果や皆様からのご意見を踏まえ現状に至っておりますが、この後、第1回市民ワークショップの結果についてご報告いたしますが、その内容をどのように反映、ブラッシュアップしていくかというのが、今回の検討課題になるものと理解しております。

3点目、役割実現の課題についてです。4つの役割を実現するために何が課題か、何が必要なのか、前回委員会では財政状況を説明させていただきましたが、普光院委員長から、事務局の方もコメントをつけさせていただいているものとなりますが、議論の素材として、10の課題の例が提示されたところでございます。

この間、資料の要望含めて多くのご意見をいただいております、今回、資料41として委員からの資料も提出されておりますので、議題3と議題4になりますが、論点を整理しながら議論ができるように、事務局としても、まだ出せてない資料等を提出していきたいと思っております。

長くなって恐縮ですが、議論の方向性の確認と、市立保育園の役割について現時点の到達点、それから役割実現に向けた課題について、今、議論がどのような状況にあるかということをご説明させていただきました。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

今、整理していただきましたとおり、3点のご説明がありました。

委員長といたしましても、議論の方向性は確認いただきたいと思っております。公立、民間の優劣を論じるということではなく、公立園保育園の特性と、小金井市、小金井市立保育園の特徴を活かして市全体の保育の質の向上を考えるということにつなげていかなければならないと思っております。

具体的には、例えば障がい児保育の実施率は公民に差があるという、保育園を考える親の会の調査結果をデータでお示しさせていただきました。ただ、もちろん民間でも受け入れを頑張ってくださいている園もありますし、グリーゾーンのお子さんの対応を懸命に頑張ってくださいている民間園もあります。公立が率先して受け入れる立場にあって、公立の経験値を活かして、地域の中で支援を必要としている民間施設を支えるということはあると欲しいと思いますが、それは民間が公立より劣っているから、ということではないということをお前提にしないといけないと思っております。

地域として、公民で連携して子どもを守っていく役割があるということをお前提としなければ、この議論は前に進まないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは今ほどの事務局からの説明を含め、何かご質問等ございますでしょうか。

事務局、どうぞ。

○堤子ども家庭部長 今回、資料42として議論のまとめを提示させていただきました。記載されている内容で、ちょっとニュアンスが違うであるとか、出していただいたご意見で載っていないもの等ございましたら、直していきたいと思っておりますので、事務局に教えていただければ幸いです。

それから、今回、資料41の他にも、委員の方からの資料として提供いただいたものがございます。その取扱いについては、最後のその他ところで確認をさせていただきますと思っております。

よろしく願いいたします。

○普光院委員長 ありがとうございます。

それでは、議題2に進みたいと思います。

報告事項として、第1回市民ワークショップの結果についてということで、事務局

よりご報告をお願いします。

○堤子ども家庭部長 資料37をご覧ください。

資料が番号順となっておらず大変申し訳ございません。

こちらは第1回市民ワークショップの実施結果でございます。11月4日月曜日、祝日の午前9時30分から12時35分まで行いました。参加者合計23名の方においては、お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。参加者は、公立保育園の保護者の方10名、民間保育園の保護者の方6名、市民の方7名という内訳になっております。

また、在り方検討委員会からは、正副委員長にご出席いただきまして、また、傍聴としては、古山委員、大前委員にご参加いただきました。ありがとうございます。

実施内容については、資料の2ページ目をご覧ください。こちらにあるとおりの時間配分で2つのグループ対話を行いました。

グループ対話その1といたしまして、保育園、地域の子育て環境のよい点、改善点の意見を出していただくという形で意見交換をしていただきました。

後半の方では60分間、グループ対話その2として、小金井市立保育園に期待される役割について、意見を出し合い整理しましょうという形で対話をしていただきました。各グループにファシリテーターが一人付き、参加者の方には存分に意見等を出していただき進めていきました。そして(3)のとおり、対話1と2を合わせますと、合計415枚のご意見、付箋が出されました。そういう意味で、活発な意見出し、意見交換、議論等がなされたと思っております。

ただ、各ページにも記載しておりますが注意点がありますので、ご承知おきください。参加者の意見を尊重するため、付箋に書かれた内容は、付箋に記載されたとおりの文字起こしをしており誤字脱字と思われるものがあったとしても、そのままとなっております。また、付箋に書かれた内容は参加者の主観的な意見でございまして、事実と異なる部分がある場合もございます。その点をご留意をいただきたいと思っております。こちらの留意点については、意見をご紹介している各ページに記載をさせていただいております。

3ページからがどのような意見があったかということで、4つの役割に沿って、それぞれどのような意見が出されたかということ各ページに書かせていただきました。

4ページをご覧いただきたいのですが、良いところ、改善点を挙げた対応1の中にも、公立園の役割に関わるような意見もありましたので、これらについて、補足的意見という形で書かせていただいております。そのような意味で、この間、委員会にてご議論いただいてきた4つの役割に沿った内容のご意見が多く出されていたと受け取っております。

一方で8ページをご覧いただきたいんですが、地域における保育についてご意見を

伺ったからということもあるかと思いますが、地域との連携についての付箋・ご意見というのが、それなりに見受けられました。例えば幼保小連携ということですが、確かにこの観点について、4つの役割にブラッシュアップして付け加えていくということも考える必要があるのではないかと。幼保小連携については前回委員会でも古山委員からご指摘をいただいておりますが、そういった点についても今回のワークショップでも確認できたと思っています。

次に10ページになりますが、すべての役割の土台となってくる人材や運営、ガイドラインについてもご意見をいただいております。分類上、公立独自の良い点となっておりますが、市全体の保育の質の向上と関連して、参加者の方からご意見が出ていました。

次に12ページをご覧ください。実際に前に進めていくためのアイデアというものをいただきましたので、この後、在り方を検討する上で参考となるご意見だと思っています。

また14ページからはその他として、それ以外のご意見を挙げさせていただきます。

16ページから先は実際に模造紙に貼っている付箋のデータを書き起こしたものです。

最後に、27ページですが、参加いただいた参加者の方からのアンケートの結果について掲載させていただいております。28ページからは自由記述でお気づきの点について、出していただいた内容となります。

資料の説明は以上となりますが、黒崎さんから追加等あればお願いしたいと思っております。

○委託事業者 ありがとうございます。

特段、追加等はありません。

○堤子ども家庭部長 では、説明は以上となります。

○普光院委員長 ありがとうございます。

私も正式な参加者として参加させていただきました。参加した感想としては、多くの方が積極的に付箋にご意見を書く姿が見られて、とてもうれしく思いましたし、また、書いていただいた内容を拝見して、これまで委員会で協議をしてきた役割の叩き台に、かなり沿ったご意見が多いことに安心をいたしました。

また、出していただいたご意見を受けて、役割や特色をもう少し整理したほうがいいのではないかと考えた部分もありました。それについては資料43として提出しておりますので、後程ご説明をしたいと思います。

渡邊副委員長もご参加いただいておりますのでご感想をいただきたいと思います。  
お願いいたします。

○渡邊副委員長 日本人らしく、グループワークで、皆さんの頭を、たくさんの頭を1つにして、  
いろいろなアイデアが出て、より前向きな、小金井の保育をどうしたら良くできるか  
という意見がたくさん出ていて、大成功なワークショップだったのではないかと思います。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

皆さんからも、ご意見、ご質問などございましたらお願いしたいと思います。

民間園のお立場からはいかがでしょう。三島委員、加藤委員。

○三島委員 結果を読ませていただきました。

ワークショップに参加されてる方からの意見で、これがすべてではないというか、  
やはり偏った意見などがいろいろ出ているなという印象です。

○普光院委員長 民間園の立場から、ここは補足しておきたいというような具体的なことがあれば  
ご発言いただきたいと思います。

○三島委員 特に民間とか公立ということではなく、保育士の私たちから見ると、これは公立も  
民間やってるのではないかということを読んでいる中で感じました。特に民間、公立と  
分ける必要はないかなという印象です。保育園としてはやってることは、公立でも民  
間でも同じだと思います。

○普光院委員長 そうですね。ありがとうございます。

加藤委員いかがですか。

○加藤委員 私も読ませていただいたんですが、三島委員と同じで、本当に公立も民間もやって  
いることは同じという気持ちなので、やはり分けているというところに違和感を感じ  
ました。どちらも課題があり、いいところもあるということだと思うので、共通で考  
えていった方が小金井市の在り方としてはいいのかなというのが、今の正直な気持ち  
となります。

○普光院委員長 ありがとうございます。

この委員会は、公立保育園の在り方となっているので、どうしても公立保育園に着

目した議論になりますが、公立保育園と民間保育園が連携して、一緒に地域を支えていく問題なんだということは、押さえていかなければならないなと私も思います。

ありがとうございます。

前回の委員会の配布資料27の考え方1の①、②に豊かな自然環境を有してること、養育環境が充実してること（大学等の教育機関の存在）というものが入っていますが、この内容をもう少し具体化するために、この表題を「小金井市立保育園の特色」にしてしまって、①、②は今回除外して、例えば今回の市民ワークショップでもご意見が出されていますが、公立保育園には看護師や栄養士などの専門職が配置されているということがあります。

もちろん民間園でも配置していらっしゃる施設はあると思いますが、一応公立保育園ではもれなくそういう専門職を配置しているということを、公立保育園等の1つの特色として記載する。

特性にしないのは、別に公立保育園だから配置しているわけではないので、今、現状として配置できているので、特色として、こちらの①の方にその内容を入れてはどうか。

あと園庭やプールに関わるご意見がとても多かったので、③にすでに記載がありますが、市立保育園5園すべてが認可基準を満たす園庭を保有していると書かれていますが、プールも含め、そういった環境を保有しているということを特色の方に入れると後ろの役割との繋がりがよくなるのではないかと思ったというのがございます。

これについてまた後でご意見お聞きしたいと思います。

次に資料43になりますが、ワークショップ中で、地域に関するご意見がたくさん出されていました。そこでこの4つの役割の中に入れてしまうでもいいし、あと役割として追加してもいいかと思えます。

現状は、1の「地域の保育の質の維持向上を促す役割」のところに、保育所保育指針、小金井市の保育の質のガイドラインに準拠した保育をみずから行い、小金井市の保育の実践モデルとして存在するということと、巡回支援指導についても書かれていますが、これを、地域の認可、認可外保育施設への巡回支援指導を行う。そのための人材を育成する、というような文章を入れて、そしてワークショップで出てきた意見をその次の枠にグレーになっているところに書いてあるんですが、私がこういう書き方に直していますが、地域の認可、認可外保育施設が連携して学び合い、助け合うネットワークを構築し、公立保育園が幹事としての役割を担う。これも実は質の維持向上の一環ではありますが、地域というキーワードで、地域のネットワークということで、役割1から分離して設けるのはどうかということです。

それから、ワークショップで出てきたのが、保育だけではなく、もっと地域を支援する役割として、地域の支援や交流の場となる役割を追加して、例えば、高齢者との交流の場を設ける、放課後児童クラブ、小学生の居場所の機能を併せ持つ、といった

ようなことも役割として挙げるとすると、もしかしたら上のグレーの内容は下の方に入ってくる可能性もあるということで、どちらに分類するのがいいのかわかりませんが、地域の支援や交流という役割を追加するかどうかということをご提案したいと思います。

先ほどありました幼保小連携についての部分がどこに入ってくるのか、ということについても、併せて考えなければいけないと思います。

このように役割について考える中で、例えば放課後児童クラブですが、こちらは公立保育園と違って国の施設整備費補助が出ます。施設整備補助が出るということは、これは仮定の話ですが、老朽化した公立保育園の園舎を、放課後児童クラブと合築するような計画があれば、少し老朽化対策の助けになるのかもしれないということです。

これは極めて行政技術的なことが含まれるので、逆に事務局に研究していただく事項かと思いますが、このような役割を1つ追加で設けるということは、それだけ市民との関わりが強くなり、市民の皆さんにご理解いただける可能性が高くなるということと同時に、お金の面でももしかしたら良いことがあるかもしれないということ考えているという部分もあります。

役割を広げ過ぎではないか、人材難、人員不足と言われてる中で実現可能なのかという議論はこれから出てくるとは思いますが、ひとつこのように広げて考えることで、新たな可能性が広がるということもご検討いただきたいと思い、あえてここに書かせていただきました。

これがワークショップを受けて考えた内容ですが、皆様いかがでしょうか。役割のブラッシュアップに関わるご意見をぜひいただきたいと思います。

それでは、役割については、この後の協議事項としてある役割実現に向けた課題の検討と結びついていますので、そちらでまとめて議論することとさせていただきます。

それでは次の議事に進ませていただきます。

### 3 協議事項、委員会中後半における視点と論点です。

委員から議論の道筋が見えないというご意見がありましたので、委員会中後半における議論と論点について確認したいと思います。正副委員長としても、いろいろ考えて参りましたけれども、まずは事務局から説明をお願いします。

○堤子ども家庭部長 資料34をご覧ください。

まず大きいところから説明をすると、今後、1月から5月にかけて委員会が4回、そして3月には第2回市民ワークショップを予定しているものです。

そしてまた第2回ワークショップでは、そこまでに議論していただく委員会としての市立保育園の在り方について参加者の方にご意見をいただく、対話と議論をしていただくということとなります。

残り委員会は4回となっておりますが、本日の第5回、そして第6回、第7回あた

りでまず在り方案、少なくとも第2回市民ワークショップに出す叩き台をまとめて、それでワークショップでご意見をいただきブラッシュアップをして、その後の2回の委員会で答申をまとめるという流れとなると考えています。

議論の進め方によっては委員会の追加開催ということも考える必要があるかと思いますが、いずれにしても3月というのが大きなポイントになると考えています。

現在協議いただいております市立保育園の役割から、市立保育園の在り方に考えを進めていくためには、まだお出しできていない資料もあり申し訳ないのですが、その資料も今後用意して、論点を絞って議論を組み立てていく必要があると思っており、また資料42のこの間の主な意見も踏まえ、第5回、第6回、第7回での議論の進め方がどうなるのかを考えた次第です。

大きくは、本日の第5回委員会では役割実現に向けた視点として、現況把握、それから取組の方向性。これは委員長からも事務局にご指摘をいただいたのですが、どういこうことをやっていくか、というより、なぜ必要なのか、という必要性が大事だということで、4つの役割に関連する現状の把握と、方向性、必要性に関するところを今回は視点として行っていく。

そして第6回では、役割実現に向けた論点として、今ほど委員長から施設の複合化についてもご意見がありました。これらの対応ができるのかという点は論点になってくると思いますので、こういった点について、事務局としても研究した資料をご提出して、論点についてご議論をいただいでいく。そして、第7回の在り方のまとめに進めていく、というような、大きい作りが必要だと思っています。

この資料34の斜体、網掛けは、前回委員長からご提出いただいた素材としての課題の例、資料29で出していただいたものを網掛け斜体としております。そして、行政から見た課題として5つの課題が背景としてあるということになります。

その中で太字にしている個所は視点や論点を考える上で重要なポイントになってくる部分だと思っています。こちらは、委員のご意見もいただいで、それに沿って状況として資料等を用意していきたいと思っています。

こういった点を中心に、今回資料が間に合ってございませませんが、必要な資料をお出ししながらご議論いただく流れを考えております。繰り返しになりますが、第5回では、視点として現状把握と必要性の方向性について、それを受けて第6回では論点の議論、どのようにやっていくか、そのためには何ができていないといけないか、というような要件のような話になり、在り方にまとまっていくという道筋を考えた次第です。

大きく、第5回、第6回、第7回という流れでどのような議論を進めていただきたいかというところをお示したものでございます。

○普光院委員長 ありがとうございます。

資料34については事務局が叩き台を考えてくださり、それを正副委員長でも検討し、このようにまとめたものです。

今回の第5回委員会では、現状認識と方向性、特になぜそれが必要かを考えると説明がありましたが、私たちが答申として報告する際には、項目を上げるだけではなく、そこに丁寧な説明をつけていきたいと考えています。こういう現状があるから、市民生活でこういうことが求められていて、というところから丁寧に結びつけていきたいと考えています。

委員の皆さんからは、すでにたくさん、こういう現状で、こういう点をもっとやって欲しいというご意見を出していただいておりますが、さらに出していただければより良いものになるのではないかと考えています。

そして、次回の第6回では、それをもとに、何をどのように行うのがよいのか、そのために何が必要かを考えるということです。第7回で在り方としてまとめて、第2回市民ワークショップでまた検討していただくという流れということです。

かなりタイトなスケジュールになっておりますので、このような進め方で、一つ一つ議論を積み上げていきたいと考えております。

この進め方について、資料34をご覧になって、もっとこうした方がいいとか、もっとこういうことがあるのではないかとご意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

大前委員、お願いします。

○大前委員 この資料34では今日の第5回の中で役割の実現に向けた視点のところ、役割1、2、3、4を全部話し合うことになってはいるんですが、今日の議事次第だと、協議事項4市全体の保育の状況と課題で、地域の保育の質の維持向上を促す役割を中心に、と書かれていて、役割2から役割4に関しては、どこまで話し合っていくのか。

役割2については、私は資料の提供をたくさんお願いしたので、それがないと話ができないところもあるので、どこまで、どう話し合っていくのかというところを確認させていただきたいです。

○堤子ども家庭部長 次第には、中心にと書かせていただきましたが、役割2から役割4に関わるところでも、資料35、それから資料39のような形でこの後ご説明させていただきます。そういう意味で現状認識、それから方向性、方向性についてはお出しできてない資料もあり第6回での協議になってしまう部分もあると思いますが、例えばこういうことを確認していく必要があるのではないかと、これが大事ではないかというご意見についても今回出していただけると、それが第5回のやり残しも含めて、第6回に繋がると考えています。

今回は役割4についてという意味では資料は在りませんが、役割2、3に関わる資

料もお出しさせていただいてるところです。

○普光院委員長 はい、田中委員、お願いします。

○田中委員 今日のこの場は何を議論する場なんだろう、今までになく拡散している、というのが自分を感じていることです。

戻ると、この市民ワークショップの結果を見せていただいて、書かれた方を尊重してそのまま記載したということですが、言ってみたら、アンケートの自由記述と変わらないと感じています。

対話をしたということですが、どういう対話をして、どのようなことが深まって、どのようなことが見いだされたのかということがわからないと、結局この資料を見て、気づいていなかったものを増やすだけになって、対話ではないという気がするんです。

もちろん私も現場を見ていないので何とも言えませんが、参加された方にぜひ伺いたいのは、参加者の中で何か変わったこと、あるいは、普光院委員長は意見の追加をしていただいています、意見を聞いて、何か自分の目が開いたとか、あるいは、参加された方から、こういうことはやはり大事だよといった意見が出ていたのかということについて、お話をお伺いしたいと思います。

○普光院委員長 はい。ありがとうございます。

今回のワークショップは、グループごとに何か結論を出すという場ではなく、お互いに対話することで触発し合って、また、新たにわかったことについて話しをして、付箋に書いてという形式になっていたと思うので、出てきたものとしては非常にバラバラなものになってしまっているというのはそのとおりかなと思います。

そこで盛り上がって話題がたくさん出てきたということは対話の結果だと思うので、その点を今回、集計、分析をしてくださったということだと私は思っております。

今日は、次の議題のところでもう少し具体的な役割に関する議論をすることになると思っていますが、ワークショップで、例えばこんな役割はまったく話にならないとか、こういう内容であればやめてしまえ、というご意見は出ていませんでした。そこを踏まえた上で、私たちがこのたたき台をどう成長させていくのかという話をしたいと思っています。

集計していただいた立場から何かございますでしょうか。

○委託事業者 ワークショップの結果をどう受けとめるかということに関するご意見と思いながら伺っていました。

まず参加された方々の意識について、参加する前と参加してからどう変わったかということについては、アンケート結果を見ていただきたいのですが、資料37の28、

29ページをご覧ください。29ページは改善したほうが良いことという内容で自由に書いていただき、ここはしっかり受けとめて、次回のワークショップに反映させたいと思っています。28ページの良かった点には、いろいろな気づきがあったとか、立場の違う方々といろいろな話ができて良かったというご意見をいただいています。

その上で、ワークショップで出た意見をどのようにこの委員会にフィードバックするかということですが、付箋に書かれた意見を我々の方で加工したりするのはよくないと、そのままの形で提出しています。ただ、似たような意見はある程度整理をしたということです。

大きくは4つの役割に該当するものをまず整理する。4つの役割にストレートに取まらないものとして地域ということが出てきたり、あるいは、さらにその他の内容として整理しています。

4つの役割についても、それだけでは分類が大ざっぱすぎると考え、例えば3ページを見ていただきたいのですが、区分という項目があります。多く出ている意見を中項的に整理してみたものです。4ページでは、施設の活用という分け方をしています。役割の1地域の保育の質の維持向上を目指す役割に関する意見についても分類を行ってみたいということです。

それ以上に集計結果を加工することは控えたということです。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

この参加者の方はまた第2回のワークショップに来られるわけですね。ですからこの参加者の方の感想はとても大事で、今回、意見交換をした下地をもって、次回、また参加して下さって、良い話し合いをしていただければと思います。

黒崎さん、お願いします。

○委託事業者 委員長、もし当日の雰囲気がどうだったのかという点についてお知りになりたいのであれば、傍聴された古山委員、大前委員に感想を聞いていただいても良いかと思えます。

○普光院委員長 そうですね。

大前委員、いかがでしょうか。

○大前委員 傍聴をさせていただいて感じたことは、公立民間で優劣をつけるというわけではなく、どちらも交流して、小金井市全体の保育を良くして欲しいという意見が多く聞かれていたことと、園庭保有率が民間園については低いので、公立保育園の園庭を民間園にも貸し出しをして、民間園の子どもたちも戸外で安全に遊べるような機会を、プ

ールも含めて作って欲しいということ。あとは、医療ケアに関しては、看護師の配置があるので、率先してノウハウを蓄積して民間園と交流して、全体のボトムアップができればいいのではないかとということが言われていました。

あと、思った以上に地域の子育て支援のことが意見として出ていたという認識はあって、民間園の子どもたちが公園で遊んでいたりと、保育園に通っていない子どもたちが遊びに行くのが難しかったりするので、その辺の調整を上手くしてくれたらいいとか、あとは相談しに行きやすいように、公立園をもう少し開かれた感じにして欲しいといった、地域の子育て支援についてのご意見が出ていました。

全体的には、もっとうまく連携できないのかということ、障がい児にしても、巡回指導にしても、トラブルがあったときにもっと公立園がサポートに行ける体制を構築すべきだという形で、今でも公立の数がそこまで多くないので、公立園は減らさず、民間園との連携をうまく作っていく形がいいのではないか。巡回指導とか日常の保育のこと、医療ケアのこと、障がい児のことに関しても、全体的にもっと連携がうまくできないかというご意見が多かったように思います。

以上です。

○普光院委員長 どうもありがとうございます。

古山委員、いかがでしょう。

○古山委員 全体的な雰囲気としては非常に和やかで、ファシリテーターの方がすごくフラットな立場で、いろいろな意見を引き出してくださったなというのはすごく感じています。

ただ、私は座った位置が参加者から離れた位置で、基本的には歩き回らないでくださいということだったので、どこかのグループについて、その議論がどう進んだかについて私は聞いていないので、そこについてはここで言えることはないんですけども、ただこのワークショップの作り方として、各グループで意見をまとめてくださいという投げかけではないので、この形態自体が、議論を深めるというようなものではなかったと理解をしています。

どちらかという、田中委員のご指摘は本当にもっともで、それぞれの市民の立場、公立の保護者の立場、民間の保護者の立場で、対話のテーマについてどう思ってるのかという意見出しをした、風呂敷を広げた、多くの意見を募ったということで、風呂敷をまとめるということはしていないので、そういう意味では次回、どう議論を深めていくのかというところが、ワークショップとしての課題にはなってくるかなとは思っています。

○普光院委員長 はい。どうもありがとうございます。

役割の3に公立保育園の機能を生かして在宅子育て家庭を支援する役割とあります。

アンケートを見たときも感じましたが、ここの部分に関するご要望がかなりあるような気がしています。

資料34の視点と論点の中にも書いていただいたのですが、保育の専門性を生かした支援ということで、園庭、施設の開放、子育て相談、一時保育といった機能を持って、地域の子育てを支援する。その中で支援ニーズを発見して、こども家庭センターと繋がる、児童相談所と繋がる連携する、子育て相談、一時保育の機能、専門性を有している施設だからこそ直接の支援もできる、というところが、私は保育園の地域支援のいいところで、こういったことを公立保育園が積極的に担ってけるとよいと考えています。

例えば、子育て支援センターとこども家庭センターとは違うものです。

子育て支援センターというのは、ひろば事業とか、地域の親子が遊びに来て、そこでいろいろな相談ができるような場所ですが、小金井市ではそれを児童館が今、担ってくださっているわけですが、例えばそういうものを一部の公立保育園、あるいは、それは小金井市全体のランドデザインの中で考えなくてはいけない。

公立保育園も子育て支援センターとしての機能を持ってその事業をやれば、大きい金額ではないですが、国から運営するための補助金が出ます。そう言った機能を、ただ保育士さんたちの善意や頑張りだけではなく、国の事業として実施して、運営費を少しでも助けてもらうというのも1つの方法かもしれない。児童館でやっているからもういいと言われるかもしれない。ただ、保育の専門性を生かすとしたら、児童館というよりは保育園ではないか、というようなこともあって、ここに整理していただくとおもいます。

ただ、この議論を深めるためには次の議題に移らなくていけないと思っています。

○古山委員 何を話したらいいのかというところは私もあって、すごく発言しづらいところがあったんですけども、前回の資料29と今回の資料34というところで意見を出させていただきます。

まず、具体的なところになるんですが、資料34の役割1の③、人材育成で、まず資料のつくりとして、(→)が何を指してるのかが、事前に資料をいただいたときにわからなくて、ガイドラインの実践モデル(→共有還元)というのは、実践モデルをすることで共有還元を発展をしていくという意味の矢印なんだろうと理解しました。②の地域毎の交流・学習・支援(→幹事園・園庭)、これは、手段なのかなと思いました。③人材育成(→巡回支援・指導検査)というのもあって、これも手段だと思ったのですが、矢印の意味が、もしかしたら3番は手段ではなく、人材育成をした結果、巡回支援や指導検査をもっと促進できるよねという意味なのか、この資料だけでは読み取れないところがあったので補足をお願いしたいと思っています。

その上で、この③人材育成で、ここに巡回支援と指導検査が特に強調されているの

ですが、私の認識では、これまでの話の中で、公立保育園の保育士による巡回指導よりも、専門職の巡回というのがすごくニーズがあると私は理解をしているので、ここに巡回支援・指導検査と並べていますが、私は巡回支援以上に、言語だったり聴覚だったり、あるいは、グレーゾーンというところの、現場で保育士さんが、専門家の知識、知見が欲しいと思っているところ、意見が欲しいと思っているところに手が届くような支援というのが求められてるのかなと思いました。

○普光院委員長 ごめんなさい、少し口を挟んでいいですか。

どうしても議論が混乱してしまうんですが、その巡回相談と、ここに書いてある巡回支援というのは別物なんです。

巡回支援というのは、どちらかという巡回支援指導と言っていますが、巡回する中で、施設の方から運営や保育の質に関する相談を受けたり、あるいは、できてないことがあった場合に、そこについてアドバイスしたりというのが、国も補助金を出していますが巡回支援指導というものです。

巡回相談というのはもっと前からある事業で、それこそ今おっしゃったように、障がいのあるお子さん、グレーゾーンのお子さんがいたときに、専門職の方が巡回してこられて、療育的な専門性をもとに助言をしてくださる。見学に行ったときに、非常にそれを頼りにしてますと公立の先生もおっしゃっていたので、実際にそれは有効に機能していると思います。

別物なので、ここを混ぜないようにするためにはどうしたらいいかは難しいんですが。

○古山委員 ありがとうございます。

私は、どちらがより求められてるかというところを伝えたかったので、そうであれば、巡回支援はここまで黄色マーカーがつくのかなと個人的には思います。

本当に現場のニーズがあるところにこの太字、斜字、黄色がつくところなのかなと思い、そうであればこの巡回相談というのは、役割2の保育を率先して担うということとまたちょっと違うので、何とも言えないのですが、やはりこの必要性というところでは巡回相談というところは入って来るべきものなのかなと思いましたので、意見として出させていただきます。

次に、進め方になるんですけども、この資料29の小金井市の課題の例をもとに資料34も作られているという説明を受けたと思っています。ただ資料29は、あくまで委員長が、私たちが話し合いをするための叩きとして作ってくださったもので、この委員会の中で、小金井市の課題として整理されたものではない状況だと思っています。

この資料29も、前回ワークショップにこれを出すのか出さないのかというところ

で、議論が最後尻切れみたいになっていたと思っております、やはり委員会として、この小金井市の課題というところはもう少し委員からも意見がきっと出てくると思えますし、なので委員からも意見を募った上で、課題は整理をしたほうがいいのかなど思っています。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

私がメモ程度ですと言っておりました書類につきましては、あそこからむしろ大事だと思えるものをこの役割の中に具体的な背景として入れ込んでいくべきもので、紙自体はただの素材でしかないと思っております。

資料34に挙げていただいているものも、資料29の中からもいろいろ入れていただいているわけですが、例えばこれはいらぬとか、これを追加したいという議論はむしろここからの議題でもっと出していただけるといいかなと思います。

今、古山委員がおっしゃってくださった療育の専門家による巡回相談なんですが、療育の支えが足りていない、受け皿が足りていないというお話がこの委員会の中で出てきたと思います。そのような状況の中、公立保育園の先生が見学のときに、巡回相談はとても助かっているんです、とても頼りにしています、とおっしゃったんですが、巡回相談もひよっとしたらもっと充実しなくてはいけないかもしれないんですが、それは公立保育園の在り方の議論ではなく、例えば、公立保育園はもっと巡回相談を利用できるようになって欲しいということがあるのであれば、そこは1つの課題として挙げられると思うんです。

そうやって巡回相談を受けながら、実際、グリーゼンのお子さんや発達のでこぼこのあるお子さん、多様な個性のお子さんなどの保育を実施する中で、公立保育園が専門性を高めて経験を積んでいくということ自体が、今度はそれを地域に還元するということが繋がっていくのではないかと、この辺の議論が第5回、第6回でできるといいなと感じています。

一旦、資料34の視点と論点の整理についてはこれでよろしいでしょうか。

次の議題の中で、さらに議論をしていただければと思います。

次の、4【協議事項】役割実現に向けた課題の検討という議事に進みたいと思えます。大きな進め方としては、今日は視点として現状把握と方向性、特にその必要性について検討すると考えているわけですが、そのために事務局が資料35及び資料38から40を用意していただきました。

また資料41に大前委員から提出していただいたご意見がございます。

まず事務局からご説明をお願いします。

○堤子ども家庭部長 それでは4つの役割に関する現状の把握に関連して、今まで資料が必要だと

ご指摘をいただいていた点について今回、資料化させていただきました。

まず資料35 小金井市の保育の状況についてです。

まず1の部分、認可定員と在籍児童数の推移でございます。現在、3,155人の園児を市全体で預かっており、そのうち、400人あまりが公立保育園、残り2,700人あまりが民間保育園という状態になります。80%を超える割合で民間保育園でお預かりいただいているのが現状です。

その上で、園庭の保有状況は、普光院委員長からもご指摘ありましたが、ご覧の状態になっているところです。こちらは市として、園庭がないということも含め、急ぎ、待機児童解消を進め今こういう現状にあります。その中で、民間園で園庭が無い場合でも、外遊びなどいろいろ工夫して保育をしていただいている状況です。公立園はご覧のとおり園庭を保有していますので、そこを特徴として生かすことはできないかということになってくるのかなと思っています。

3番目は一時預かりの実施状況です。こちらについても、実施園数としては公立園2園に対して民間保育園8園、受入数は令和5年の実績で公立園は2,000人に対して民間園6,400人という形で、多く民間保育園で実施していただいているという状態です。

延長保育についても同様で、公立保育園としては1時間の延長を5園で実施しておりますが、民間保育園の方は、39園で2時間延長も含めて実施していただいているのが現状です。この点、多様なニーズにこたえていただいているものと考えています。

次が障がい児の受け入れ状況になります。こちら、大前委員からも必要だとご要望いただいた部分で、令和5年3月の状況ですが、公立は5園で受け入れ人数33人、民間園は29園で86人ということで、市全体では119名の障がいのあるお子さんの受け入れを行っているという状況です。市全体としてさらにより良い形でどうできるかということがポイントだと思っています。

次に資料38をご覧ください。地域における支援活動についてまとめさせていただいたものです。

市の核になるのは、他自治体でもそうだと思いますが、こども家庭センターでございまして、小金井市では、今年4月に子ども家庭支援センターをこども家庭センターにして、児童福祉と母子保健を統合する形で充実を図っているものです。

こちら、委員長からお話がありましたが、地域子育て拠点として、こども家庭センターのゆりかごに加えて児童館の方でひろば事業を実施しております。こちらが、国の地域子育て拠点としての位置付けで、その補助も受けているという形で小金井では実施しております。加えて、学童保育所の方でも子育てひろばを実施してございまして、市内の6つの学童保育所を居場所として提供しているという状態です。

これに対して、保育園の方ではどういう形でおこなっているかということ、それぞれの園で園庭開放を行い、園児と保育士の交流、地域の皆さんとの交流、その中でご相

談などに対応しているという状態です。令和6年12月の状況を見ていただくと、民間保育園は15施設で、公立保育園は3施設でみんなであそぼう保育園を、それから園庭開放としても、民間保育園4施設、公立保育園3施設で実施しているという状況です。

市全体の保育の質のガイドラインですと、45ページに、保育の質の向上のため家庭及び地域社会との連携、というものがありますが、そういう意味で、市全体で公立園、民間園に限らずこういった点に力を入れて進めていこうとしており、それぞれの園の特徴を生かすということを各園で考えて実施いただいているという状況です。

※のところに書かせていただいている点については、園見学の際にも説明があった内容となりますが、各施設における地域支援活動に加えて、児童館等で実施している相談事業への保育士、栄養士、看護師等の派遣というのを公立園では実施しているという状況です。

次に資料39をご覧ください。

ここについては、委員の皆様にご教示いただきたいのですが、障がいのある子どもや家庭を支援する施設の利用状態についてなかなか厳しくなっているというご指摘があったことについて、福祉保健部の自立生活支援課に問い合わせ、聞き取った結果をまとめたものです。

未就学児童という意味では、医療型児童発達支援の方は、※にあるとおり一本化されておりますので、現時点で見ると児童発達支援と保育所等訪問支援というのが、未就学児に対する取り組みということになって参ります。児童発達支援の方は、このような形で数が増えてきている。その中で、いわゆる待機が発生しているかということに関しては、短期的には発生しているけれども、辞退者が出た場合に待ちになっていた方が入るという形で、通年にわたる待機は生じていないというのが児童発達支援の状況です。

また、保育所等訪問支援につきましても、このような形で対応できるところを増やしていただいております。自立生活支援課としては、特に待機や待ちが長期的な形で出ているという認識がないということを知りたくて聞き取ったところがございます。その上で、予約が取れないというお話もあったと思いますので、もう少し具体的なお話を伺って、より深めた資料が必要であれば提出したいと考えているというところです。

次は資料40です。この資料では、指導検査、巡回支援、それから保育所間の交流等についてまとめさせていただいたものです。

一点、誤植があつて大変恐縮なんです。表の左一番上、巡回相談となっているのは、先ほど、普光院委員長からご指摘もありましたが、巡回支援の間違いですので、相談を支援と修正させていただきたいと思っております。

その上で、近隣市の中で武蔵野市と西東京市はご覧のような取組をしまして、巡回支援についてはこのような体制で、年1回以上、それぞれ実施しております。

それから指導検査についても、武蔵野市は指導検査を担当する部署にて実施してまいり、認可保育施設は3年に1回、特定地域型保育事業については年1回の頻度で実施されています。

西東京市の場合も、ご覧のような体制で、認可保育施設は3年に1回、特定地域型保育事業については2年に1回実施しているということでございました。エリアを分けての保育所間交流等ですが、武蔵野市の方では市域を5つに分けて地域連絡会を実施されていて、合同の園長会や副園長会の実施等による連携を図っており、西東京市におきましては、公立公園を中心としたブロックごとの会議を年に2、3回実施し、テーマを設定して情報共有を図っているというところを聞き取ったところでございます。

あと一点、先ほど古山委員からご指摘のあった巡回相談についてですが、専門家をきちんと派遣して、巡回していただいてアドバイスをもらうということになると、こちらは公立保育園の役割というよりは、保育課、行政の方の役割としてそういう仕組みを作るということになるのかなと思っています。その点、質の向上に向けては重要な論点ですが、公立保育園の役割の整理という意味では、保育園ではなく行政の役割に当たるかなというところもありますので、その辺も含めて、整理をしていければと思っています。

4つの役割の論点につきまして、事務局がまだ準備できていない資料もありますが、今回用意させていただいた資料は以上のおりでございます。

また大前委員から4つの役割に関しての論点という資料をご提出いただいておりますので、大前委員からご説明をいただけたらと思います。

以上です。

○普光院委員長 はい。ありがとうございます。

それでは引き続き大前委員から資料のご説明をお願いいたします。

資料4-1をご提出いただいております。

○大前委員 前回の資料2-7の裏側の役割の整理から、叩き台として、本当は私としては皆さんから意見、課題を出してもらって、統合して、叩き台とするのがよかったと思っています。いるんですが、要望を出したんですけども、時間の都合上できないということで私、個人的に出させていただきました。

先ほどの資料3-4の役割1、2、3、4に合わせてなんですけれども、これ、右側の下、地域の保育の質の維持向上を促す役割として、実践モデルとして存在することと、今後蓄えられた専門性、経験値を生かして必要に応じた支援指導を行うこと、巡回支援指導を実施する人材育成にもつなげるということから、保育の質の維持向上に関する課題として、巡回支援指導事業が令和7年から開始予定ということで体

制整備を急いでいただくのがいいかと思っています。今年もトラブルが続いてるようなので、急いでいただいて、ここを、古山委員は人材育成のところの巡回支援・指導検査はそんなに重要なのかなということだったんですが、園のトラブルとかもあるようなので、そこに関しては早めに対応してもらった方がいいかなと思って、重要なかなと思っています。

2つ目に、都と合同の指導検査、年1回の実施目標に対し、1年に認可4園しか実施できてないということなので、それもあわせて緊急時対応と定期指導検査体制の構築が急務であると思っています。

3つ目に公立保育園の職員の欠員状況が持続していることから、大きく6つ問題が、影響があると思っています。今後、直接的な保育への影響として定員削減が起きる可能性があるということと、受け入れ時間短縮、他にもいろいろ挙げられると思うのですけれども、保育士の配置基準が満たせなくなっている可能性があるということと、特別な配慮が必要な園児のケアの質が低下していく可能性があることなどは考えられるかと思っています。

2つ目に、残存職員への影響として、業務負担の増加によるバーンアウト、休暇取得の困難化と残業時間の増加、メンタルヘルスの悪化のリスク、さらなる離職の連鎖の可能性が挙げられてくるかと思っています。

3つ目に保育の質への影響として、園児一人一人の十分な観察、対応が困難になっていく、行事やイベントの縮小中止、園外活動の制限、保育計画の実施困難、安全管理体制の脆弱化が挙げられるかと思っています。

4つめ、保護者への影響として、延長保育の制限や休止、急な病気やけがへの対応の遅延、保護者の連絡相談時間の減少、保育時間短縮による就労への影響、転園を検討せざるをえない状況の発生。

5つ目に運営面の上の課題として、シフト管理の困難化、緊急時対応体制の脆弱化、研修や会議時間の確保が困難、書類作成や事務作業の遅延、新人育成の困難化。

6つ目に地域社会への影響として、待機児童の増加。こちらに関しては民間園が今充実しているのすぐではないかと思いますが、それを挙げてあります。地域子育て支援活動の縮小、保護者の就労機会の制限、地域の子育て環境の質の低下が挙げられるかと思っています。実際に今もう、欠員が出ていて、公立保育園の保育士さんを見ても、とてもよくやってくれていて、自分が働いてたらバーンアウトしてもおかしくないかなと思っています。

実際に今、保育士の、採用募集をかけても、集まらない状態がずっと続いていますので、この状況が続いていくことに対して、気持ち的に不安が募っていて、長期的に考えて、違うところで働こうかなということ、離職する方が増えれば、今、縮小対象になってる園以外も、保育士の人材確保が困難になっていって縮小させざるをえないことは、喫緊の課題として上がってきているかと思っています。なので、この保育士

の確保に関しては早急に対応していただくのがいいかなと思ってますが、任期付きの職員だったり、産休育休の代替職員の確保として、求人は出てますが、正規雇用の求人あまり出ていないので、そこに関してはもう少し不安定な状況、縮小廃園が進んでいる中で正規職員としてここで働こうと思う方たちは、なかなか、民間と違って公務員になるということは安定求めてくるので、そこで廃園が進んでいるという状況では、保育士の確保が難しいと思うので、まずここに、いろいろ直接的な影響について今、挙げましたけれども、まず一番に、人材の確保といった問題に上がってくるかなと思っています。なので、早急に保育士の、採用条件が整えられるといいのかなと思っております。

2つ目にモデル園の機能に関する課題として、保育所保育指針、保育の質ガイドラインに基づく実践の蓄積、民間園への共有・連携が不十分であるということで、ワークショップでも一般の方から上がってきたところで、もう少し連携をうまく行っていれば、園外の遊びなどを一緒に共有して、小金井市の保育の質を上げて欲しいという意見もあって、できるのではないかなと思っております。

役割2つ目に、難度の高い保育を率先して担う役割として、配慮を要する子ども、障がい児、医療的ケア児の支援、要支援家庭、児童の支援という形で、1つ目、障がい児保育に関する課題として私立園の障がい児の受け入れ体制が76.9%、公立100%に比べて低いため、民間園の支援体制の強化、発達支援センター、地域の児童発達支援事業所と公立園との連携構築が急務だと思います。民間園でも医療的ケア児等を受け入れてるところはものすごく受け入れているかもしれないんですが、その資料がないので、実際にどの程度差があるのかというところはわからないのですが、実際に連携はできていないのかなと思うので、そこに関しては連携をしていく、ネットワークを作っていくことが大事だと思います。

民間園の園長先生から、巡回相談の支援で、なかなか受け入れができないということを知って、私、調べたんですけども、きらり以外にも児童発達支援所が小金井市には13園あって、きらりの相談窓口には繋がらなかった場合でも、地域の他の児童発達支援所が医療的ケアを受け入れているところがきらり以外に2園ありまして、児童発達支援の相談をそのままそちらに流すとか、きらりが対応をどの程度できているかわからないのと、地域の児童発達事業所との連携がどの程度できているかわからないのですが、公立園と地域の発達支援事業所と発達支援センターとの連携がかなり不足していると思いますので、ここは急いでしていただけたらと思って、課題として挙げさせていただきました。

2つ目、これは厚労省の研究データと調査データなんですけれども、5歳児の通所支援事業所の利用率3.7%で、小学校に入って全体で7.7%学習面や行動面で、支援が必要な方がいる。実際ここに4%の開きがあるので、未就学児の時点で顕在化していない支援ニーズが約4%の方がいらっしゃるということが考えられるので、こちら

にも関しても相談窓口を広く作って、早期に対応できるような支援構築をしていくのがベストかと思われます。

あとは、小金井市は医療的ケア児の受け入れが今年度始まったばかりということで、医療的ケア児コーディネータは去年から発足して、保護者以外がケアプランを考えて対応していただくのは去年から始まっているということで、全体的に公立園であったり、児童発達支援に関する事例共有とかが、まだ何もできていないかと思うので、こちらに関しては急いで取り組んでいただくことがいいかなと思っています。聴覚障害者に対しても同様な連携機関、連携機能は構築されているかと思われます。

2つ目、要支援児童への対応課題として、外国籍児童の受け入れ体制の構築ということで、民間園でも受け入れている園もたくさんあると思いますので、言語、文化、コミュニティ等、こちらもこども家庭センターと、その言語のコミュニティの方達が連携をとれるような場所が、同じ文化系の形でコミュニティを作って相談し合える環境がくれたらいいのかなと思っています。

3つ目の役割として公立保育園の機能を生かして在宅子育て家庭を支援する役割として、保育の専門性を持つ子育て支援センターとして、在宅子育て支援、家庭支援を行うということが挙げられています。支援センター機能の課題として、児童発達支援センターの相談件数増加への対応、特に専門相談の増加で、きらりの相談件数を自分でちょっと調べてみたんですけども、コロナもあって、電話相談が一時的に増えていたりして、しっかり評価できる感じではあまりないところが難しいところなんですけれども、潜在的なニーズが、今後4%、先ほど言った5歳児の通所支援事業所の利用率が3.7%、小学生が7%で児童発達支援事業等の福祉施設に、通う年齢の一番高いのが5歳なんです。そこを一番5歳児が多いところで7.7%で、3.7%利用率が高い、利用ニーズが高い、高まっているのが5歳児なので、そこに合わせても少し今、足りてないという相談件数も対応しきれないというところなので、児童発達支援センターの相談窓口をふやすとか、連携機関、サポート機関をつくるとかしていくのがいいのかなと思っています。

○田中委員 すみません。大事な内容だと思うのですが、これを全部ご説明いただくと議論ができなくなりそうなので、ポイントを絞っていただけないでしょうか。

○大前委員 すみません。

あとは発達支援ニーズの多様化ということで、そのまま読んでいただけたらなということ。緊急時の地域の子どもと保育を守る役割としては、公設公営設置率が低い中で緊急対応体制の確保、連携体制の構築ということで、公立保育園でも、保育園の中の緊急時の対応はしているけれども、広く民間に対しての災害時の救護、救援支援や第二避難所という形での訓練等はしてないということなので、広く、大規模な受

け入れをできるような緊急時対応の体制をとっていただきたいなというところです。  
以上です。

○普光院委員長 はい。ありがとうございました。

○堤子ども家庭部長 すみません。事務局の方で、今、難度の高い保育を率先して担う役割の課題に記載がある、医療的ケア児の受け入れが今年度始まったばかりである、というのは、少し違うと思っていまして、医療的ケア児の受け入れは公立園でも民間園でもやっている。その上で、昨年度から始まったのは、医療的ケアのコーディネータでして、コーディネータの方にコーディネートしていただいて、というのは確かに始まったばかりですが、取組自体は、従前から行われておりますので、発言させていただきます。

○普光院委員長 ありがとうございます。

あと、先ほど事務局の説明の中では、きらりには待機は発生してない、一時的なものしか発生してないという話と、いやいや、非常に受け皿が不足してるんだという話がこの委員会の中で出てきたんですけど、その辺りが不一致になっていると思います。例えば今、事務局のお話があった、待機が発生してないというのは継続的な通所をする部分についての話のようなんですが、きらりではその他に検査とか、相談とか、そういうものもやっていると思うんですが、どの部分が特に不足しているという、そのデータや実感があるのかというのをぜひお聞きしたい。逆にそれを今度、事務局に調べていただきますので。

○大前委員 それを聞いて答えを待っている状況だと思います。

○堤子ども家庭部長 よろしいでしょうか。

相談件数ですが、令和元年度でいうと849件だった専門相談が、令和5年でいうと1,253件に急増している。その中で対応が難しくなってる面はあるかもしれませんが、対応件数が横ばいのまま、相談を受けられない人がいるという状態に対しては相談対応を増やしているということを知り取ったところです。具体的に何が予約待ちになっているのか、といった状況をもう少し伺えれば、そこをまた確認したいと思っている次第です。

○普光院委員長 いかがでしょうか。何か民間園の立場で感じていらっしゃることはありませんか。在園児の保護者の方が何かおっしゃっているなど。

○加藤委員 私達も具体的な数字というのがわかっているわけではないので、はっきり言えるわ

けではないのですが、実際、巡回相談が抽選になっているような状況があったり、保護者の方たちの立場でいうと、相談に行った際に、すぐには入れない、来年度にならないと入れない、というお話が上がってくるのは事実です。保育園ときらりの両方を使いたいということで相談した際、市の方から、3歳児健診とか2歳児健診できらりを勧められて、そこからきらりさんにお電話をすると、そのような対応になるというお話はこちらには上がってきているんですが、実際、そこでどれぐらい待っているのか、パーセンテージというところについては保育園の方でわかってるわけではないです。すみません。

○堤子ども家庭部長 ちょっとよろしいですか。

健診の中で、課題が見つかって、きらりに繋がうとするとそこで予約待ちが発生しているということなんですね。

わかりました。そうすると実際、通所の前の段階での話だと思いますが、そこについて改めて詳しく聞き取ってみたいと思います。

あと、大前委員の資料の内容について1点、情報提供させていただいてよろしいでしょうか。緊急時の地域の子どもと保育を守る役割のところ、緊急対応能力の確保、連携体制の構築が必要だということが挙げられます。そのとおりだと思っていますが、これについて付け加えさせていただくと、昨年5月に児童を預かるのが難しい保育園が出たときに、公立保育園として対応させていただきました。その時に、民間園からも自分たちも受け入れたい、支援したいというお申し出をいただいています。

その時は、在園児ではない児童を預かることに対する委託料の精算の仕組みがないということで、その対応をお願いするには至らなかったという経過があります。そういう意味では、どちらかという、行政の認識としては、公立園が受け皿を増やすというよりは、行政としてその仕組みを作って、市全体の緊急対応の体制を作っていくというところが課題かなと思っているところで補足をさせていただきます。

○普光院委員長 それは公立保育園でも担うし、民間園にも担っていただく可能性があるということですね。

○堤子ども家庭部長 そのための仕組が大事だと考えていますが、現状、整理ができてないということになります。

制度上、お金を含め、どのようなやりとりをするのかというのは、私たちが調べた範囲だと、国や都のガイドラインにも示されていないので、制度設計から行わなくてはいけないと思っています。

○普光院委員長 ただ、今までも他の自治体で問題が起こった場合には園児が公立保育園に転園す

るという例はたくさんあると思うのですが。

○堤子ども家庭部長 例えば、何ヶ月間かけて保育体制を再構築する間の一時的な受け皿としてとか、保育士を派遣することも考えられると思いますが、その場合、自園の職員体制に影響するので対応はなかなか難しい。そういった中では、短期的に受入れるといった仕組みが必要ではないかと思っています。

○普光院委員長 普通に考えると、もう転園してしまった方が変化が少なくて子どもにいいのかなと思うんですが、やはり自宅から近くないとなど、要因がいろいろあるのでしょうか。

○中島保育課長 先ほど事例で上がった、昨年度、認可保育園で職員が大量に一度にお辞めになられて、お預かりが困難になった事例ですが、近隣の園に転園の手続きをするにも追いつかずという部分もありまして、緊急的に公立保育園で一旦お預かりのスキームを作った次第です。

あと、転園をするにしても、保護者の希望がなければ転入というのは成立しないのと、受け入れる園が空いていなければ転園も成立しないという課題もありましたので、昨年度の実例でいくと、転園で即座に解消ということではなかったという状況です。

○普光院委員長 大前委員のご指摘は、なぜ必要なのかという、とても大事なことをご提示いただいているというふうに思います。ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。

○八木委員 田中委員がおっしゃったように、何を聞かれていて、どう意見をしたらいいのかがよく見えてなくて、どうしようかなと思っています。

大前委員からも、これが課題であり、その課題を解決するためにはこういうようなものが必要ではないかというご意見があったのかと思います。いろいろなところで、これもできればいいよね、あれもできればいいよね、こういうこともあるといいよねというようなものはたくさんあると思いますが、そこにどう優先順位をつけて実現していくかという道筋をつけていくのが、この在り方検討委員会なのかなと思っています。

具体的な話と言っているのかどうかわかりませんが、例えば地域における支援拠点をたくさん作って活動しています、ということなんですけれども、例えば、子育てひろばでちょっとこのお母さん、煮詰まってしまう、というような事例があったとしたら、それをどこになげるのかというようなルートは今のところ全くない。だから拠点はあっても、それをどうしたらいいのか、つなげるルートを早急に作っていかないと、保育士さんとか学童の先生とか児童館の先生としては、ちょっと心配

だよ、お話を聞いてあげたい、だけど、その次にどこに相談すればよいのかわからない。なので、これは早急に作らなくてはいけないかなと私は思っております。

だから、一言で言ってしまえば、ネットワークかなと思っています。

あと先ほどから出てます人材です。人材不足に関しては、保育士さんだけではなく、学童の先生も学校の先生も、どこももう本当に人手が足りないというお話が全国的に出ています。

これを小金井市だけで何とかするといっても、それも難しいかなとは思っていますので、そこはいろんな方の知恵を拝借しながら、行政だけでなく国の制度とかも使って何とか解消しなくてはいけないと思いますが、一朝一夕には無理だろうなというところは織り込んでいかないといけないかなとは思っています。だとするならば、業務の内容の簡略化もしくは効率化をしていくというところも合わせて考えていかなければいけないのではないかなと思っています。ピントがずれていたら申し訳ないんですけども、現状そんな感じかなあとと思っています。

この役割1、2、3、4については、私はとてもよくまとまっていて、ここに肉付けしていけばいいのではないかなと感じています。

○普光院委員長 ありがとうございます。

子育てひろばで支援が必要ではないかと感じた場合に、繋げるルートができてないというご指摘、とても大事なご指摘だと思います。

国が考えているデザインでは、それをこども家庭センターに集約する、そういう場面があったら国はこども家庭センターを基礎自治体版の児童相談所のように考えていますので、そこにとにかくつなぐ、あるいは、今おっしゃっている地域の連携の中で解決できることなのであれば、場合によってはこども家庭センターを経由しなくても直接、地域のネットワークがあればということだと思います。

ただ、一応国の構想としては、こども家庭センターがすべての保育施設や子育て支援施設や様々な基礎自治体内の子育て支援サービス、保育サービスを把握していて、困った事例はどんどんあげてもらって、療育機関も含め市全体で連携して必要な支援をつなぎ合っていくということを構想しているんです。

小金井市でもこども家庭センターができたということで、子育てひろば事業に関しては委託されているということですが、こども家庭センターの本体は自治体が直営するはずのものなので、それはどうなっているのでしょうか。

○堤子ども家庭部長 補足させていただくと、小金井市では、普光院委員長がおっしゃったように、こども家庭センターに集中する体制をとっています。

その上で、今までも、そことひろば事業が連携していたんですが、のびゆく子どもプランに出てきますが、ゆりかごをまず地域子育て相談拠点にしてきちんと記録を作

る。そこで継続相談に対応できるようにするわけですが、こちらのひろば事業の方でも幾つかはそういう形にしていって、遊びをメインとしたひろばから相談に、そして地域子育て相談拠点を挟んで、こども家庭センターの方に集約して必要な支援につなげていくという考え方を持っています。

また、小金井の児童館の場合は、健全育成の方々、子ども会の方々、あとは民生委員の方々との繋がりがありますので、その中で解決していることもかなりあると思っていますけれども、その上で、今の議論はさらに児童館なのか保育園なのか、地域の核となって地域の中で、こども家庭センターに集約するだけではなく解決するということが増えていったらいいという議論なのかなと感じています。

○八木委員 はい。おっしゃってることはよくわかります。

要するにこれは保育の質の維持向上ということで、現場では、それは民間も公立も含めて学習したり研究したりということだとは思いますが、私が今言ったように、それ以前にきらりに行ったらいいの、支援センターに行ってもいいのとか、私たちの知識でこれはどうしたらいいのかなというところが問題なんだと思います。

保育の質の維持向上を求めるのであれば、やっぱりここにも書いてある、公立としては、幹事園として学習や支援や交流をしていくというところを強化していかなければ、絵に描いたモチではないですが、なかなかそれを実現するのは難しいのが現状かなと私は思っています。

○普光院委員長 すみません、私が言ったこども家庭センターの役割というのは、あくまでも市に集約する形の連携なんですけれども、もちろんそこ繋がる形で、地域ごとに公立保育園が幹事園となって、連携して学び合い助け合う。助け合うの中には、私はここに園庭開放も含めて考えていたんですが、助け合うネットワークを構築して、公立保育園が園幹事としての役割を担うということ、役割に肉付けしていくとよいのではないか。このときに、この役割を役割1の中に入れてしまうのか、それとも、地域支援のようなみたいな形で、地域支援のような役割を新たに作ってそちらに入れるのかということを書いたのがこの資料43です。

この点については、議論の中で考えていただければいいかなと考えていますが、これを考えたのは、ワークショップで地域を支援する役割が期待されていたので、役割としてもっと肉付けしたほうがよいと考えたためです。学び合い、助け合うということ、役割1の方に入るのかなという気もします。

あと、大前委員がおっしゃった、保育士の確保ということは本当に切実な問題なんですけれども、傍聴者の方のご意見の中にもありましたけれども、今、公立保育園の将来が見えない形になっていて、本来、公立保育園は、保育士養成課程の学校の学生にとっては魅力的な存在なんです。私も今、大学で教えていますが、公立保育園への

就職を強く希望する学生の声も聞いています。本来であれば公立はそういう魅力ある職場のはずですので、やはりこの公立保育園の在り方をきちんとした形で打ち出すということも大事なことだと思っております。

ですので、今回、大前委員からも出していただいていた必要性をしっかりと土台にして、実態のある役割として考えていきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○大前委員 公立保育園の保育士の確保について、2022年度の公務員試験の試験結果一覧で、近隣の武蔵野市は倍率が10.7%。三鷹市が2.7%、調布市が6.5%。町田市2.5%、日野市が3.8%と出ている中で、小金井市だけ公務員の保育士なのに人が集まらないというのが、やはり廃園縮小問題が足元にあるから、まずここを一回是正するというか、ここは諮問されてないかとは思いますが、ここにもう一度立ち帰らないと、事務局からの説明では、中長期的な公立保育園の在り方を検討するという話だったと思うんですけれども、今、保育士さんが全然集まらない中で中長期的なことを話しても、実際先が見えないので、若い保育士さんが入ってこなくなってくると、いくら募集をかけてこのまま今、残っている先生たちが頑張っていただいても定年が来たりとかもありますし、産休育休で休む方とかもいらっしゃると思うので、まず1回ここでちょっと話がずれるかもしれないんですけれども、保育士の確保がないと、ネットワークを作ってやっていくにしても人材がまず足りないと思うので、ここに関しては、諮問されている内容とは違うんですが、保育士の確保に向けて議論した方がいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○普光院委員長 その保育士の確保策を行うためには、この在り方で方向性を出さなくてはいけないと思えます。

前市長のもとで、現状のような状況になってしまっているのでも、この在り方の議論をしっかりとめることがそれに繋がっていくのではないかと私は思えます。ここで諮問の内容から外れて、委員会として意見を出すということは非常に難しい、できないと考えております。そのための、この委員会の議論だとお考えいただきたいと思えます。

はい、尾高委員、お願いします。

○尾高委員 私の考えの中では、公立園が1園になろうか3園になろうかという在り方は必要だと思っ

てまして、数ではないと思っております。今、不安定な状況と言われていますが、全国的に保育士不足というのは小金井市だけの問題ではないので、そこをこの在り方検討委員会でどう是正するのかということ

を議論するのは、少々違うのではないかなと思えます。

課題として保育士不足というのほどこでもある。保育士が足りてますなんていうのはそんなにないことなので、ではそれに対して、賃金を上げたり、補助金を出したりというのは各市区町村でやっていることなので、それはやはり行政の仕事なんです。

なので私たちは行政に対して、それをしっかりやっていくということをお願いする立場だと思っているので、それに対してこうしたらいいのでは、この手があるよねというの、またちょっと違うのではないかなと思います。

○普光院委員長 はい、お願いします。

○古山委員 ちょっと話を変えてしまうかもしれないんですけども、やっぱりちょっとこの取り進め方というところを変えないと、ここは協議事項となっていますが、今日、私は協議ができたなどはちょっと今、思っていないです。

先ほどと同じことの繰り返しになってしまうんですけども、この4番のテーマが市全体の保育の状況と課題というところで私は段階的縮小という問題があるというのは、事実の状況としては入ってきてると思います。

今、これには触れないですけども、今日、情報提供してもらったものもあつたりもするんですが、課題のところは、今、ここに出てきてるのは、大前委員がたたきを作ってくださったのと、前回の資料29で委員長が出してくださったものがあって、やはりここはそれぞれもう一度きちんと意見を出す必要があるのかなと思っています。

先ほど八木委員がおっしゃったように、今ここにある、資料27ですよ、存在意義の考え方等の整理というところを肉付けをしていくというのはおっしゃるとおりで、ただ、今のこの取り進め方で、ここ肉付けしてくって、私はイメージができていなくて、肉付けをしていくために、先ほどの整理もそれぞれが意見を出すというのもそうですし、ここにどう何を肉付けしたら良いのかというのを、やはり各委員が準備をしてきて、あるいは事前に出すのかわからないんですけども、して、その出てきたものに対して意見を交わし合うというようなイメージなのかなと思っています。

先ほどの私の巡回相談というのは、それは公立保育園の役割ではなく行政の役割だというような、まさに先ほどのやりとりがいろいろなワードやテーマで、たくさんここで取り交わされるというのが、今日、理想だったのかなと思っはいるんですけども、巡回相談の1つしかテーマとしては出てきてないというところで、ちょっとこれでゴールにいけたとはとても言えないので、やはり、ちょっと難しいんですけども、事前の意見を出すというのは必要なかなと思っています。

すみません、私もまだどうしたらいいのかというのがイメージできていないんですが、やはり取り進め方というところで、事前資料が1週間前とか、3日前とかに送られてきて、ここでみんなで話し合っ出してしまおうというのは、今、限界を感じているところはあるので、次回の話し合いのために準備をしていきたいと思いますよという

のを、今日の最後のところで取りまとめをして、それを次回の委員会につなげるというのは、必要なのではないかなと思ったので、発言させていただきました。

○普光院委員長 大前委員からも個人できちんとした意見を出してないのではないかというご指摘がありました。私が悪いんですが、進め方の問題などでかなり時間を取ってしまって、その点は申し訳なく思っています。

今いただいたのは、進め方についてのご意見でしたが、この叩き台をどう整理していくか、もっとこれが足りないとか、この言葉がおかしいと思うとか、そういう議論の方に集中して、むしろ一人一人のご意見をいただきたいというのが、私としてはとても希望してることです。

今日は白けてしまいましたけれども、こうして質疑応答する中でも、少しずつ補足されていくものや整理されていくものがあったと思います。だから、それを上手に文章化していきたいと思います。

ただ、例えば、私が資料43を出したりしましたが、役割の整理の内容について、次回また内容が変わって出てくるかもしれませんが、どのように変わったかよりも、もっと本質的にそれぞれの役割について皆さんがどのようなイメージを持っていらっしゃるかというのは、別に出していただいてもいいと思うんです。

すでにこの文案はこの内容でもう2回ぐらい経過してます。ですから、私としては次はもう少しワークショップを踏まえて、1つ役割が増えるのか、その説明が変わるのか、そういうことがあっていいと思っているんですが、その点についても皆さん一人一人の意見があれば、出していただいて、もう終わる時間なんですけど、場合によっては締め切りを設けて意見を出していただきましょうか。一人一人の、進め方ではなく役割についてのご意見を。

お一人お一人からメールで事務局に寄せていただけないでしょうか。

はい、尾高さん、お願いします。

○尾高委員 ここで発言すべか悩んだんですけれど、うまく物事を文章化できないんです。この場で考えたことを発言するのはいいんですが、大前委員みたいなものとか、委員長のようによく整理できるかといったら、私の頭の中では、できない。なので、前回もメールでいただいたご意見聴取も私は上手く書けなかったんです。それを皆さんと同じように望まれるというのは、私にはストレスになります。

すみません。

○普光院委員長 はい。私は、意見はこの委員会の場で出すのが基本で、事前に、例えば大量の文書が提出されるとか、そういうことは望ましくなくて、やはりこの場で出し合ってこそ、いろいろな声が公平に聞き取れるという状態になると思うんです。大量の文章が

出てしまうと、一部のご意見だけが非常に大きくなってしまうということになりかねないので、この場でご意見を出していただくというのが基本だと思っています。

ただ、こういう限られた時間で、十分に意見を出せなかったという方はいらっしゃると思います。

今回は特にそういうご指摘もありましたので各自で意見を出していただこうと思います。いや、私は委員会の場で言いますとか、皆さんのご意見を聞いて発言しますという方がいらっしゃる結構です。ただ、できる方は、事務局に締め切りを決めていただいて、ご意見を出していただきたい。そして、そういったものを踏まえて、次回の委員会に備え、何らかの役割の修正案を描いてみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○堤子ども家庭部長 例えませんが、ご意見を出していただける方は、今まで議論してきた役割について付け加えたり、変えたらいいのではないかとのご意見や、その役割に付随して想起されること、この辺が課題なのではないかといったご意見を出していただく。どのような意見が出されたかについて、事務局で整理します。

その上で、正副委員長とご相談し、ご意見を整理した叩き台のようなものを作って、次回お諮りする。

その際、その叩き台でもこちらの方が重要じゃないかというようなご意見をいただき具体的にポイントが収束していくかなと思ったところなんです、例えばそのような形ではいかがでしょうか。

あと、締め切りのご相談なんです、可能であれば土日も挟んだほうがと思いますので、12月1日を仮の締め切りとさせていただく。そのあと、私事で申し訳ないのですが、12月1日が日曜議会でございまして、そこでいただいたものを、事務局としても整理する。そして、その整理したものを作っていくということができるかなと思います。

○普光院委員長 はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。では、1度こういうスケジュールでやってみたいと思います。

それでは申し訳ないんですが時間が迫ってまいりましたので、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、児童インタビューの進め方です。

事務局、お願いいたします。

○堤子ども家庭部長 はい。事務局です。

資料36をご覧ください。

前回お出しさせていただきましたが、日程や質問内容等について具体化したものをお出ししております。目的としては、前回説明させていただいたとおり、子どもの権利条例に基づく意見聴取でございます。公立保育園の新たな役割が、考えられていく中ですが、やはり公立保育園としての保育の質も維持向上して、子どもたちにとって大事なことは守っていくことが大事だと思います。公立保育園の役割との関連性を聞くというよりは、保育園における保育の質に関連して児童の考え方を聞くということを考えています。

日にちの候補としては12月18日か20日で考えていまして、市立保育園2園の年長児童10人から15人程度、実際には人数は増えるかもしれませんが、自然な形でインタビューを実施するために、保育士が問いかけて、アドボカシーの話もございましたけれども、記録は別のものを行うという形でやっていくという方法を考えています。

質問に関しては、5歳の児童が感じてることをどのように聞き取っていくかですので、言葉を投げかけて答えをもらうというだけではなく、その表情等を観察して記録していくことが大事だろう。笑顔で言っているかどうかというのもポイントだと思いますので、そのような対応を考えています。

質問の想定として挙げていますが、2番だけ黒丸になってるのは、場合によっては辛いことを思い出させることになるので聞きにくいかなと思っています。そういう意味では、保育園は楽しいかという投げかけをした上で、何をしているときに楽しいかということのを改めて確認する。そして、やりたい遊びができているか、自主性を大事にしてるわけですが、どんな遊びをどのように自分で選択してできているか、先生との関わりでは、一緒に話を聞いてくれたかとか、どんな遊びで一緒に遊んでくれたかという、関わりということ聞いていきたいと思っています。その上で5番目、もっとうだつたらいいなという希望や願望を伺いたいと思っています。

また観察の部分なんですけど、園児たちがそれぞれ自由に過ごしているかということの確認したいと思っています。その結果報告は、次回の1月の委員会です。思っています。まずその何月何日何人に行ったかという実施概要に加えて、インタビューの結果として、投げかけに対してどのような反応が返ってきたかということから、園児たちにとって大事な質に関わると考えられる部分について、フィードバックをさせていただきたいと思っています。

実施に当たっては、インタビューの実施についてお知らせを行う他、場合によっては自分の子どものインタビューの結果を載せないで欲しいというご意見もあるかと思っておりますので、そのようなお申し出についても受け付けるような通知を行いたいと考えております。

説明としては以上です。

○普光院委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見があればお願いします。

はい。お願いします。

○尾高委員 保育士さんが問いかける中で、先生は話を聞いてくれているとか、先生に関する  
ことを先生が聞くことに違和感があるんですが、いかがでしょうか。

○堤子ども家庭部長 そこは懸念しているところで、子どもたちの育ちに関して保育士がどのような  
関わりができていくかということを知りたいと考えております。

実際の投げかけ方については、園長先生をはじめとする当該園の先生方にもご意見を  
いただいて、子どもの状況に合わせて適切な問いかけになるよう相談しようと思っ  
てるところです。

また、付け加えますと、基本は子どもたちが普通に過ごしているなかで、少し集団  
から離れて投げかけを行うというイメージで考えてますが、それぞれの園の保育の状  
態によっては、別のスペースで聞き取りを行うほうが望ましいという状況も想定はさ  
れると思っております、この辺も、それぞれの園で自然な形で聞き取りを行えるよう、  
場の作り方、投げかけ方等について先生方と相談していきたいと考えております。

○普光院委員長 はい、ありがとうございました。

他にご意見等はいいでしょうか。

はい。お願いします。

○大前委員 大前です。

今更なのかもしれないですが、インタビューを行うにあたって、児童発達の観点  
から監修とかガイドライン的なものがなくて、自分が論文とか作るとき、データを取  
るときに、ガイドラインがないものをどう評価するのかというのが、いまいわから  
なくて、これいつか出てくるのかなと思って出てこなくて、どういう取り扱いなのか  
というのが、子どもに行うにあたって、大人に行う場合もそうですけれども何か監修  
的なものが入っていないと、どこがどうなのかというのはわからない。

あともう1つは、市立保育園の年長の園児が対象ということで、縮小園とそうで  
はない通常の保育を行っているところの2園の年長児にインタビューをしていただき  
たいなと思っていて、子どもが減っていったりとか、使われてない部屋があって暗くな  
ってるところがあったりとかして、今までの保育の状況と変わってきたので、そこ  
に対してもどのように感じているのかは、先ほどの市全体の保育の状況と課題を話し合  
っていく上では必要なインタビューなのかなと思うので、子どもにとっては悲しい思  
いをしたりするかもしれないんですが、保育の質を子どもがどう感じているのか、縮

小にあたってはどういうふうに感じてるのかを聞いていただきたいなと思います。  
以上です。

○堤子ども家庭部長 事務局です。

園とは相談をしまして、段階的縮小園とその他の園というところは念頭に置いて調整をしたいと思います。

監修のところは悩ましくて、就学前児童に対するインタビューについて自分なりに調べてみましたが、なかなか思う形のものを見つけられませんでした。ですので、少し厳しいんですが、投げかけの言葉などについては、保育士の先生の知見や経験からもアドバイスをいただきたいということと、言葉だけで表現できるとは限らない、表情の方が大事だという部分もあると思うということを事務局としても考えたということでもあります。

保育がどう変わったかということについては、縮小園でそういうことを聞いて欲しいということだと思いますけれども、子どもたちに自然に聞けるということが大事だと思いますのでそのことを第一に、その辺も念頭に入れたいと思います。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

実は私もアドボカシーの専門の方に聞きましたが本来だとアドボカシーは第三者の専門職が行く場合が多いので、そのことを吉田課長に伝えましたところ、吉田課長がいくつか聞いてくださって、園でもできないことはないというアドバイスを受けて案を練ってくださったんです。ですから、専門職のアドバイスは1度は受けています。ただ、子どもの意見表明支援員など、そういうことを専門でやってらっしゃる方々がいるわけですが、そこの方をお願いする予算はないということでしたので、園のできるのであれば、先生方もご協力いただいてやってみようということになったという経緯がございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員 個人的には、子どもの声がこういう形で使われるということ自体が、本当に悲しいとか、問題ではないかという根本的なスタンスで意見をさせていただきたいと思うんですが、子どもの声って、先ほどおっしゃっていたように、問い掛ける先生とその子どもとの関係の中で、あなたはどんなことが好きと聞いて、例えば、そのときに何か気に入らないことが園であって、それで「園が嫌いだ」と言ったとして、でも先生は、何々君は今日、少し気持ちが崩れていてそういうふうに行ったんだろうとか、そういった解釈をして、代弁する。そういうことだと思います。第三者が来て、代弁するということが自体、乳幼児に関して言うと難しい。専門職という場合も比較的、年

年齢が高い子どもたちを対象にしている可能性が高くて、乳幼児の場合、もっと生活に密着した言葉だったり、表情だったり、嬉しそうな表情してるこんな嬉しそうな表情してるのは珍しいよね、ということの中からやはりここ好きなんだとか、これが好きなんだという解釈が先生方の中に出てきてそれが声になるということだと思えます。

それを、ただその日に来た人が横でチェックして、第三者が文字化したものが声であるとは思えないという気が、正直なところします。

いや、やるのはいいけれども、どうなんだろうということが正直なところでは。

でも、子どもたちが園生活をどう感じているのか、どのような体験をしているのかというのを届ける行為自体は全然いいと思いますし、ただ、簡単なことではないと思うんだけど、でも、とにかく出てきたものが、今回も市民の方の対話のところで出てきたものと同じで、文字として出てきたものというのは、正直あまり意味を持たないだろうと。個人的には、担任の先生がそれを見たときにどう感じたかとか、これは何を表している言葉なんだろう、ただそこまで担任の先生に責任を負わせるのは負担が大きすぎるのはわかるんですが、そもそもそういうようなものであるという気がします。

○普光院委員長 いろいろ懸念をあるのは私も理解しております。

子どもの意見表明支援員というのは、概ね小学生以上だと思うんです。一時保護所とか社会的養護施設にいる子どもたちの声を聞こうということで、国が今始めている制度で、アドボカシーということを中心にしようという潮流になっています。

ただ、今おっしゃったように背広の人が記録を取ったりということではなく、なぜその専門職が生まれたかということ、子どもの気持ちを傷つけないで、子どもの本当の不安や悩みを引き出す、そういう技術が特別に必要だよということで、その支援員の制度や研修、教育、育成ということが今考えられているので、アドボカシーそのものはおっしゃってる懸念を避けようとするものです。

幼児期に関しては確かに難しいんですが、保育士さん自体が聞くということについても、アドボカシーの前提から言うと、例えば一時保護所の感想を一時保護所の職員が聞いたりはしませんということがあります。つまり、一時保護所に対する本当の意味での不満とか不安とかは、一時保護所の職員に聞かれても絶対言えないということがあるから、そういう意味ではどうなんだという指摘もあるし、ただ逆に、でも幼児なのに、全然知らない人から聞かれるのはどうなんだという懸念もあると思うので、非常に難しいとは思いますが、もうここまで来ましたので、事務局と園の先生方で頑張って何とか子どもたちの声を聞いてきていただいて、その報告を見てどう私たちが感じるかというのは、それはそれでまた次の議論になると思います。

せっかく子どもたちの声を聞こうという試みなので、その点は、やってみていただく。子どもの心を傷つけないということ大事ですので、そこだけは気をつけていただいてご報告いただくと、その中には、園の先生方のお考えもある程度含まれてもよい

と思います。

○堤子ども家庭部長 わかりました。

ありがとうございました。

○普光院委員長 よろしいでしょうか。

それでは次のその他の議題に行きたいと思います。

その他、まず本委員会の委員に対していただいた文章とその取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○堤子ども家庭部長 本委員会の委員に向けて2つの文書が提出されました。1つは11月19日に提出された、原告の方からの文書。もう1つは11月20日付けのさくら保育園の父母会の有志の方からの文書。委員各位には事前に共有させていただいております。

原告の方に関しましては、保育課としてご不安ご懸念をお伺いして、市としての今後の対応等についてご説明する必要があると改めて思っております。前にも申し上げましたが、最終的に1人になるということがいいと思ってるわけではございませんので、この在り方の検討を踏まえて、条例改正するいうときに、保育園は集団保育がもちろん基本でございますから、その子がそういった関わりの中で保育ができるように、ということを考えていくことが必要だと思っております。

こういったことについても、原告の方からすれば、それで良いと思っていない、対応を考えたいというところで止まっていることになりますので、改めてご説明したいと思う次第でございます。

またさくら保育園の父母の有志の方からの要望書につきましては、12月19日までに回答を求められておりますので、市として回答したいと考えています。

本委員会として、本文書を議題とするかというところがございますけれども、今も申し上げましたとおり市が対応していく部分であろうと思っております。また、前回の委員会での要望書と同じような取り扱いとなっている部分もあると思っておりますので、委員会資料とはなりにくい面もあるかと思いますが、その点について確認できればと思います。

また、もう1つ、古山委員の方から、本日、資料の提供を受けまして、急ぎ委員の方に共有をさせていただきました。

今日の今日でございましたが、前回、委員長からもありましたけれども、足元という意味では関わっている資料だということで共有させていただいた次第です。

以上です。

○普光院委員長 はい。ありがとうございました。

よろしいですか。はい。お願いします。

○田中委員　今回、資料をいただいておりますが、何か私の中で、在り方検討委員会の方向性が決まるまでは回答できませんので悪しからず的な感じでペンディングされて、そのまま来年度の募集が始まってしまっている現状があって、お待ちになられている回答は在り方検討委員会で検討して、その結果が出ると答えが出るから待っててねという状況だと思っていて、でも、今お話を聞くと、市としては市が回答します、でも市が回答するとき、また在り方検討委員会で方向性が定まるまでお待ちくださいと回答したら同じことが起こるのかなという気がしたんですけれども。

そういう回答ではない、もっとダイレクトな回答がなされるという理解でよいのか。

ここの場が結論を出す場ではないと私も理解していたので、改めて結論を出して欲しいという要望があるのはよく理解できるし、そうあったほうがいいなと個人としては思うけど、合意としてはそうならなかったと理解しているので確認させてください。

○堤子ども家庭部長　事務局です。

保育園は集団保育が基本ですので、そういう意味で条例改正に合わせて、最後 1 人になるということにならないということをしようとしている、ということをご説明したいと思います。

その上で、それがどうなるかというのは、在り方検討委員会の答申そのものがそうならなくても、答申を踏まえた条例改正の影響を受ける部分がありますので、答申の結果を踏まえた条例改正を行い、その中で複数での集団的な保育を受けられるようにする、そこを考えているんだということを説明したいと思っています。

○古山委員　もう 1 回お願いします。

○堤子ども家庭部長　最終的に 1 人になるのがいいと思ってるわけではなくて、集団保育の中で保育されるのがご希望だと思っていますので、原告のお子さんについて、少なくともその当該園児、複数の体制になることが必要だと思ってるわけなので、そこを説明します。

その上で、その園児の同じ年齢のクラスをいっぱい作って複数化するということにとどまるのか、それを越えた、募集の再開等に繋がるのかというのは、この在り方の答申を踏まえた、当方針の改正というのは影響を受ける部分でありますので、そういう部分があるということも含めてご説明することになります。

少なくとも、当該園児においてクラスを作っていくということについては、その方向で考えていることをしっかり説明したいと思っています。

また、ご不安とご懸念があると思っていますけれども、園においては、その子がよ

り良く過ごせるように、いろんな工夫・検討をしていただいていますので、改めてそのことについてもご説明した上で、もっとこういうことをして欲しいんだという要望があれば、それについても考えられるところは考えていきたいなと思っています。

○普光院委員長 私も今日、古山委員からご提供いただいた資料を読ませていただきました。いろいろ理解できてない部分も、理解が進んだ部分もありますし、当事者の方の声はとても切実に受けとめました。

しかしこの委員会の委員長としては、市長から諮問された事柄についての議論をしっかり進める必要があると考えておまして、残された回数が限られた中で、この問題自体を議事にするにはやはり委員会の役割を逸脱してしまう恐れがあると考え、このような取り扱いにさせていただいているところです。

今ほどありましたように、この委員会の報告がその後の対応に影響を与えることは確かで、そのことを市の方は委員会の報告が関係していると表現されたのだろうと私は理解しております。

この委員会の役割としては、しっかりこの議論を進めていくということが重要で、特に皆様にご理解いただきたいのは、この委員会が地域に公立保育園が存在することの意義や、市民生活と重要な関わりを持っているということを明らかにして、財政的な制約、厳しい環境を踏まえながらも、公立園を継続することの意義があるのかないのかということをしっかり説明して、市民や議会、議員さんたちのご理解を得ることが非常に重要ではないか。これは皆さんご理解いただけるかと思います。そういう報告をするために、議論を前に進めるということ。今ほどの切実な状況については、これはもちろん別途進んでいくと思うんですが、もちろん報告によって対応が変わる部分もあると思うんですが、市の方では今のようなお考えだということなので、それは、私としては市の方にお任せして、この委員会はしっかり、市民の皆さん、議員の皆さんにご理解いただけるような役割を打ち出す、そしてそこに制約条件も入れ込んだ上で検討するというのを進めたいというのが私の考えです。

○田中委員 ただ、そうすると最終的な結論としては、縮小とか、そういったことについても議論せず、どういう在り方が必要なのか、どう機能させていくのがいいのかということをごちら側から提案する。減らす、減らさないという問題に関してはここではもう最終的には議論しないという理解でしょうか。

○普光院委員長 いや、それはやはりどうしても出てきてしまうと思うんです。

例えば、運営費が合計で幾らだという緻密な計算はできないかもしれませんが、現実、諮問のときに、5園の継続は難しいというご説明も受けているわけですから、それに対して、それでもこういう役割を地域地域に欲しいんだ、ということを使うの

か、あるいは、それを別の形で、例えば学童保育と複合化する、公立保育園としての定員を少し減らしつつ複合化することで今の形を守りながら、施設の老朽化対策もする、というようなことができるのかどうか。

そういうアイデアがないと、おそらく局面を打開するのは難しいのではないかと私は感じております。おそらく次の委員会では、公立保育園の役割をはっきりと確定する方向で固めつつ、やはり5園の継続は難しいという現状に対してどうしていくのかという議論はせざるをえないのではないかと考えております。

はい。古山委員いかがでしょうか。

○古山委員　まずなぜこのタイミングで、原告またはさくら保育園の保護者、そういった方々からこういった書面が出てきている現状があるのかというのは、まず、ここでは事務局という表現になるのか、市という表現になるのかわかりませんが、正直、在り方検討委員会にも混乱を招いているという状況が起こっていると思っています。この状況をまず受けとめていただきたいというのが1つです。

まず1つ事実確認したいのが、今回の書面の中に、募集再開については、在り方検討委員会に委ねているという発言があったと書かれていました。本当にそんなこと言ったのか、私が聞いている話と大分違うぞと思ったので、ここはやはり、議論するしなではなく、私達宛に在り方検討委員会に委ねていると市は言っているのだから、やってくださいよと言われている。でも今、委員長の考え、整理はすごく理解しているんです。ただ、すごく話がいき違っているという状況があって、責任を転嫁し合っているとまで言われたわけですね。私たちは、やはりここをどうしていくのかというのは、まず、本当にそういった発言があったのかということと、先ほどの田中委員からの発言にもあったように、どう原告に対応するのかということ、この在り方検討委員会の今後の進行にも非常に関わってくる。おそらく、その対応次第では、次回もまた原告の方は出してくると思います。多分、会が進むごとに。そこをどう受けとめられてるのかというのは、お聞きしたいですし、対応していただきたいというのが1つです。

あと資料についてなんですけれども、今後、この在り方検討委員会の議論の中で、今、田中委員がおっしゃったように、縮小というところに触れるのであれば、今回、すみません、本当に当日に私がメールをポンと送ったというのが大変申し訳なかったんですけれども、ただそれも元を正せば、前回、今回の書面にも書いてありましたけれども、前回の最後で私がお願いをした資料について、希望者は古山委員へという整理になった。整理になったというか、そこでまとめもなかったと思っていますけれども、やはりあれがあったので、では、今回、大前さんが委員提供資料というのを出したのを見て、委委員からの資料提供という方法があったのかと、慌てて出したというのが、仕事の合間で、正直なところだったんですけれども。

すいません、戻しますが、その中で、縮小するしないという話に触れるのであれば、今回、私が出した3つの資料というのは、議論に必要な資料だと判断をしています。この段階的縮小が裁判で違法で無効であると言われながらも進んでいる中で、何が起きているのかというのを知らずして、今、そこでどんな市民に対して不利益が起きているのかというのを知らずして、縮小というところを話していくというのは、私はありえないと思ってるんです。

それはこの在り方検討委員会の議論の、前提の部分というか出発点の部分。そもそも裁判がなければこの在り方検討委員会もありませんでしたから。やはり今そういった事実、現実があって、その中で、小金井市の保育をどうして行くのかというのを話し合っ、結果、公立保育園、わからないですよ、答申として何園必要だよねという具体的な数字が出てくるのかどうかかわからないですが、そこに触れるのであれば、前回は言ったことの繰り返しになるんですけども、今、足元で何が起きているのかというのを知った上で、私は今、段階的縮小についてここで討議をしましょうと言ってるわけでもなく、また募集再開について話し合ひましょうと言ってくるわけでもなく、できるならば、私はしたいと思ってますが、私はそこは言いません。その主張はしてない。ただ、やはり在り方検討委員会として、公立保育園の5園の代表が出した要望書と、専門家が出した意見書という部分があって、こういったものも見た上で、こういった公立保育園の役割や意義を考えて、縮小に触れるのであれば、こういった形の答申を出しましたという流れになるのではないかなと思ったので、お話をさせていただきました。

○普光院委員長 はい。八木委員、お願いします。

○八木委員 もう皆さん、おっしゃってることはよくわかるんですが、この在り方検討委員会は公立保育園の在り方を考える会であって、この裁判がどうのこうのというのは、それについてどちらが良いかについて話をする、そういう場ではないと私は考えています。

今まで10年間ぐらい、公立の保育園ってどうなのよという話がされてきたのに全然何も手がついていなかった。ただ、今回こういう問題があったから、ではいい機会だから整理してきちっと決めましょうというのがこの在り方検討委員会だと思ってます。

その中で、公立の保育園にはこういう役割があって、こうこうこういうようなポジショニングがあって、地域的なものを含めて考えれば、やはり5園必要だよねとなるかもしれませんし、今、この在り方を考えたら、今の世の中だったら5つはいらないかもねという意見があるかもしれないですし、それはどちらかわかりませんし、私たちがやるのは、こういうような公立の在り方が、私たち委員としては最適だと思えますという意見を述べる。ここまでが私たち委員のやるべきことで、裁判に関して私た

ちが意見して、どっちをどうこうするかとか、そういうことは私は一切したくないという気はしているので、その話はこの委員会にはそぐわないのではないかと思います。

ただし、おっしゃるとおり、このような現状だということを、情報として当然共有しておかなくてはならないし、そういう不利益をこうむっている保護者の方たちにとっては、こういうような要望もあるんだよというようなことも、当然この在り方の中に入れ込んでいかななくてはいけないことだとは思いますが、だから縮小するべきだとか、そういうところまで私たちのこの委員会は踏み込むかといったらそうではなくて、公立の保育園とは、こういうような役割を持って、こういうようなポジショニングで、街づくりとかそういうことも考えていくのであれば、こうあるべきではないかというような意見を出す場がこの委員会ではないかと私は思っています。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

前回委員会の最後に、とても古山委員には失礼をしてしまったと、お詫び申し上げたいと思います。

私の頭の中ではそういう書類がインターネット上に置いてあるんだろうと思っていたので、その場でそれを案内していただければ見ることができるなどと思って、それでお聞きしたらネット上にないということだったので、それで慌ててもう時間がなかったの、見たい方は古山委員にお問い合わせをしてくださいというような無責任な発言をしてしまいました。それ本当申し訳なかったと思っております。

ただ、その判決をめぐる法律的な議論は、もちろん弁護士さん達のご意見を読んでなるほどと思った部分はたくさんありましたが、極めて法律的な議論になります。ですから、この委員会でそれをやっていたら私たちは大事な役割を放棄することになると思うので、その点をご理解いただきたいと思っております。

○古山委員 私も本当に伝え方がうまくなくて申し訳ないんですけども、もう一度言うと、議論をしましようとは私は言っていないんです。

で、やっぱり私たちがこの答申を出していく上で、今何が起きているのかっていうのをきちんと知っておく必要があるというところで、一致ではないですけどもやはりこの情報が必要だよねという共通認識を持った上で進めていくということが大事だと思っています。

であれば、今回の資料というのは、この資料が共通認識としてふさわしいかどうかというのは、また別途、検証は必要かもしれないんですけども、足元の理解の資料として、この資料を理解した上で私たちは進めましたよという意味で、議事資料化するという方法はあるのではないかとこのところをお伝えしたかったところです。

○普光院委員 ありがとうございます。

大変貴重な資料だというふうに思います。

はい。よろしいですか。

○大前委員 今、古山さんが言ったように、原告から委員会に出された資料は、今回の資料に含まれず委員にだけ配布されていますが、資料として取り扱うのかというところを確認したいです。

先ほど八木委員がおっしゃったように、10年前から公立保育園の在り方について話し合っていて、裁判を契機に今回、在り方検討委員会が発足されたとなっておりますが、今、私が知る限りは人権救済の申し立ても行われているようですし、東京地裁で判決が違憲となった状態で、それを資料として確認しないまま答申を出した場合、また、裁判が長引く可能性もあると思いますし、今後公立保育園の役割についても話し合うのに、今の保育を維持するにあたってもう廃園問題はずっとずっと続いて、裁判が続いている状況だと保育の質自体も低下していくので、ちゃんと資料として取り上げて、今何が起きているのか、原告の方が違憲な状態について訴えていて、人権救済まで申し立てが行われている状況なのを理解した上で、委員会を進めていくことが大事だと思うので、ちゃんと資料として取り上げていただきたいです。

○普光院委員長 それはつまり今日の会議の参考資料だったというような取り扱いにするということですか。

○大前委員 はい。

○普光院委員長 いかがでしょうか。

議題にはなっていないけれども、参考資料として、公開する資料の中にも含めるという取り扱いを希望するということです。

尾高委員お願いします。

○尾高委員 前回もお話したんですが、この件に関しての資料は、厚生文教委員会などにも膨大に出されています。一方的な資料だけを参考資料とするのは、私は大変遺憾です。ですので公平性、議会でどれだけの審議を重ねて今ここに至っているのか、それならばすべて参考資料として、時系列で出すなりすべきだと思います。ですので、古山委員から委員の皆さんにこういうことがありますよという投げかけの資料としてはいいと思いますが、これを公の参考資料と扱うのであれば、議会で取り上げた別の資料もすべてそこに参考資料として載せるべき。私はそう考えています。

○普光院委員長　そうですね。

私の判断としても、大前委員や古山委員がおっしゃってることをしっかり理解した上で議論に臨むべきだということまでは賛成なんですけれども、実際、議題としていないので、そこを参考資料にしてしまうと、別の主張についてはどうなんだという話にもなりかねないというのは確かだと思います。

そこは申し訳ないのですが今回は、委員長としてそのように判断させていただきたいと思います。いろいろご意見があると思いますが、今日はそういうことでお願いいたします。

○大前委員　委員会に意見書が上がってきたものを参考資料として取り上げないということですか、今のだと。

○普光院委員長　委員が委員会に意見を出すプロセス、内容について、今少しちゃんとルールを明らかにしようということです。

○大前委員　委員ではなくて、一般市民の方とか原告の方から意見提案シートを傍聴にきて書いていただいたりとか、原告の方であったり、これを他の方から聞いて思うことがあって意見する方もいらっしゃると思うんですけれども、それらの意見を資料として配布しないということですか。

○普光院委員長　いや、原告の傍聴の方のお書きいただくのは、あくまでも議事についてです。もし議事と関係ないことを大量にお書きになって寄せられて、もおそらく事務局として取り扱えないと思うんです。議事の内容や進め方に関して意見を言っていたいただくのは、もちろん委員会への意見ですので、私もこのような傍聴の方の意見を取り上げる委員会は初めてですが、それはそれでいいと思います。ただ、この議事に関する以外はちょっと取り上げられないんじゃないかというふうに思います。

○大前委員　今いただいた意見をその他で一度議事にもしていますし、今日の4つ目の議事の中の市全体の保育の状況と課題で、今、起きてる状況に対して、市民の方とか公立保育園の保護者の方から出た意見を議題意見として取り上げない、議題に関係ないと言い切れるのかどうか。

○普光院委員長　いや、関係ないとは言っておりませんがホームページにこの会議の資料として掲載することについては、その範囲外なのではないかということをお願いいたします。我々委員がこの情報提供を受けて、それを理解して臨みましょうということまで

は今、皆さんご確認ができたと思います。

ただ、その上でも、さらにこの会議資料として、ホームページ等に閲覧できるようにアップすべきではないかというご意見に対しては、尾高委員からも、それだと一方的になってしまうのではないかということで、ここで議事にしないということについては、概ね皆さんの了解を得られたと思います。

仮に議事とした場合でも、片方のご意見を載せるとすれば、もう片方のご意見ももちろん載せなければいけません。議事にしないということで、この点は申し訳ないですけれども、取り下げていただきたいという希望でございました。

よろしいですか。

はい。お願いします。

○渡邊副委員長 我々、この会議はルールに従って運営しています。

資料2 会議の運営等についてというものがあります。

この中に意見提案シートという項目があって、その中の(2)で、委員から、審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の内容等を考慮して、必要に応じて議題として取り上げる、と書いてあります。

今、ここで我々は、諮問という形で課題が与えられているわけであって、その諮問に答えるという意味において必要なものと判断された場合には、議題になっていると思うんです。

今の件は、そういう意味では、この諮問に答えるために必要な資料とは必ずしも言えないという判断です。

我々はこのルールに従って、進めてるのではないかと考えております。

私からは以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

○古山委員 誤解があったらすごく怖いなって思ったので、事務局に確認をしたいと思っているんですが、先ほどの、この意見提案シートについて、議題と関係ないものがあれば、事務局の方でということもあったんですけども、もちろん誹謗中傷であるとか、何か個人攻撃をするようなもの、そういったものはもちろん削除されるべきかと思うんですけども、今までのこの委員会に限らず審議会で、この意見提案シートに書かれたものが事務局に行って、誹謗中傷や宣伝以外で削除されるということが、私あってはいけないのかなと思っているので、そこは誤解が生まれてはいけないのかなと思ったので、確認をしたいと思っています。

あとは、今、副委員長からあったルールに則ってというところで、意見提案シートについてはここに明示されているんですけども、やはりそれ以外のところの資料に

についてのルールはないと思っていて、そこを委員長と副委員長の方で整理をしたり、判断をしたりというのをされている状況だと思っています。

○普光院委員長 ありがとうございます。

予定の時間を大分過ぎておりますので、退席したいという方がいらっしゃいましたら、退席していただいても結構です。

それで今、古山委員から事務局に対してご質問がありまして、いわゆる意見提案シートに、誹謗中傷や宣伝みたいなこと以外のこと等で、事務局の判断で次の委員会委員の資料として採用しないということがあるのかどうかというお尋ねでした。

意見提案シートはあくまでもこの委員会の議事に関するものでなければならなくて、全く議事にならなかったことについて書かれても、おそらく資料にすることはできないはずだと私が断定的に申し上げましたので、その点、本当にそうなんですかというお問い合わせです。

○堤子ども家庭部長 意見提案シートの内容は、誹謗中傷や個人情報ではない部分についてはお出しするのが原則です。ただそうは言っても、例えば何枚も本当に全く関係ない話題の意見提案シートが出されたときに、それを委員に共有してホームページに出すかといえば、私の経験ではそういうことは今までなかったんですけども、仮にそういうことがあったら、それは正副委員長にやはり相談することになると思います。

極端な例ですけれども、全く関係ないことをたくさん書かれた場合があったとしてです。しかもそれが、場合によっては大量に寄せられることもないとは言えないので。

あと、大前委員のおっしゃったことで1つだけ、人権救済の申し立てについては、私どもに直接お答えがないのですが、東京第2弁護士会としては調査しないという結果になったと聞いておりますので念のためお伝えさせていただきます。

○古山委員 意見提案シートのところについては、安心いたしました。ありがとうございます。

ただ、すごく難しいと思っていて、議事に関係するかしないかという判断って、もちろん、もう本当に全く関係ないことであればそうだと思うんですけども、例えば仮に今回、この原告の書類であるとか私が出したものが参考資料として公開をされないで、それに対する意見というのは、議事には結局上がらなかったわけですね。

議事資料としては上がらなかったけれども、私はその周辺として、意見提案シートにもし書かれた場合には共有されるべきものだとは思ったので、ちょっとそこだけ押さえさせていただきます。

○普光院委員長 例えば、今日、直前でしたけども、私たちにご提供いただいた情報提供がもし意見提案シートに書かれていた場合には、OKなんですよねっていうことでしょうか。

○堤子ども家庭部長 意見提案シートの場合は前回提出されたものを次回までに共有しますから、もう少し時間的余裕があると思います。

今回のことも、まず内容的に、先ほど言った極端に関係ないと思われない限りは載せるということになると思いますけれども、ただ、意見提案シートの場合は、本日まで提出いただいたものを、次回までに共有するという意味では、もう少し時間的な余裕というか、そういったものもあろうかと思っています。

○八木委員 大変素朴な疑問なんですけれども、例えば、学童保育所の現状って、もう本当にキウキウなんです。子どもたちいっぱい、保育園に行ってる子どもたちが、そのあと学童に行くわけだから、関係のない話じゃありませんよね、この学童の現状も何とかしてくださいみたいな意見が出てきたとするならば、これはどう扱うんですか。それってどう線引するんですかね。

○普光院委員長 学童保育についてはすでに議事の中に入っておりますけれども、

○八木委員 いや、現状知っていただきたいということで、学童の現状はこうなんです、何とかしてください。この委員会で、保育園から繋がって連携している継続性があるから学童の問題だって当然、保育園の在り方委員会として話すべきじゃないですか、みたいな話がもし一般の方から出たらどう取り扱うことになるのか。

○普光院委員長 すでにその声は、アンケートにも、市民ワークショップでも出てきていてすでに議事に上がっているわけですね。そうじゃないものっていうことですか。

○八木委員 完全に話を作りますけど。要するに、学童の現状も何とかしてくれないと、保育園と繋がってるんじゃないんですか、ここでその学童のことも一緒に話し合ってくれるべきじゃないんですか、というような意見がもし出たとするならば、どこで線引きをするのかなというところです。

○普光院委員長 でもそれは議事内容に関するご要望なので。

私もちょっと言いすぎてる場所があって、意見提案シートについては、宣伝や誹謗中傷、個人情報などが含まれない限り、原則としてみんな資料にするということは今、市の方でお答えをいただいている、私はその前に、議事に関するご意見しか取り上げないのではないかと断定的に言ってしまったんですけども、そのあと事務局からそういう修正がありましたので、それではいけないでしょうか。

○八木委員 わかりません。素朴な疑問なので。  
ただ今回いただいた資料は大変勉強になりました。  
この在り方委員会の中で話をする根底としては、私たちは考えておかなきゃいけない問題の1つであるし、改めて新たにいただいた弁護士さんの意見とかの資料も大変勉強にはなりました。  
ただしこれをずっと議事に載せるとか、資料化するとか、それはまた別の問題かなと考えています。  
以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。  
概ねその結論で今回は終わりたいと思います。  
その他のルールとして事務局からお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 今回、大前委員と古山委員から資料提供いただきました。その関係で、2つほどご相談、ご提案があります。  
まず資料については、議事進行の関係で、他の委員からの意見もあるので、例えば、A4用紙1枚程度にまとめて、それで2、3分でご説明いただくというのを基本にしたらどうかというご意見をいただいています。ものによっては資料としてはもっと多いものもあろうと思いますけども、了解が得られればその形でまとめていただければと思います。  
また提出期限につきましては、間際で出されたものであっても、事務局として努力はしますけれども、大体1週間前に正副委員長と打ち合わせをさせていただいています。その上で、もっとこの資料が必要だというご指摘もいただいて、努力したりしてるわけですので、概ねその1週間前の正副委員長の打ち合わせの前に、資料がいただけるとありがたいです。  
これが1点目で、2点目の方は意見提案シートについてのご相談です。  
これまでは、文字起こしした形でお配りさせていただいてるんですが、例えば少ない文字で大きい文字サイズで書いたりという表現もございますので、他の当審議会等でもそのようにしているようなので、スキャンした形で共有させていただきたいと考えています。  
まとめますと、1つ目は委員提出資料は基本はA4用紙1枚で3分以内で説明できるものを1週間前までにお寄せいただくということと、あともう1つ、意見提案シートについてのご提案です。

○普光院委員長 A4用紙1枚、説明3分以内というのは国の会議でもそのように言われます。  
なぜ、このルールが必要だと思ったかということ、やはり、委員の皆さんのご意見を

なるべく公平に多く出していただく場にする必要があるためでございます。

- 渡邊副委員長 大前委員の資料、こちらの資料ありがとうございました。できればA4用紙1枚で、ポイント10.5ぐらいで出していただきたい。重要な事柄というのは非常に近い言葉で表現できる。物理学でいうと、光の速度二乗×質量、 $mc^2$ で世の中の多くが明できる。短い言葉で、本質をきちっと説明いただければと思います。  
大前委員の資料、後でじっくり勉強させていただきます。

- 普光院委員長 ありがとうございます。  
他にご意見はいかがですか。ではそのような取り扱いとさせていただきます。  
最後に事務局から次回の日程等についてお願いします。

- 堤子ども家庭部長 次回の日程ですが、1月16日木曜日19時から、今回と同じく第一会議室で予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それ以降の会議の日程については、会場含めて調整をしておりますので、改めてお知らせしたいと思います。  
以上です。

- 普光院委員長 はい。ありがとうございました。  
それでは以上で本日の予定はすべて終了いたしました。  
大変長い時間お疲れ様でした。会議を閉じ散会したいと思います。